

巻頭言：次の百年に向けて

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成 29 年 6 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
7 月号 (No.282)

JULY
2017
No.282

7

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT ①

中国13・5計画期の 政策課題と戦略

SPECIAL REPORT ②

三大地域発展戦略の展望



TOPICS: 高齢者ケアビジネスの国際展開～進出の背景と直面する課題～
中国ビジネスQ&A: 商標権侵害の警告を発する場合のリスクと
自社登録商標の使用状況



表紙写真：張り詰めた空気が漂う「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム」当日のプレスセンターの様子（プレス提供）。約130カ国の代表団と29カ国の国家首脳が参加した「一帯一路国際協力ハイレベルフォーラム」ではインフラ、経済貿易協力、産業投資、エネルギー資源等の重要な分野について意見交換が行われ、約270件の成果が発表された。これら情報を逐一素早く、正しく伝えようと、ここに集う人々の姿から、メディアの重要性を実感させられる。

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

次の百年に向けて

■村山 滋 日中経済協会 常任理事、川崎重工業株式会社 代表取締役会長

SPECIAL REPORT ①

中国13・5計画期の政策課題と戦略

2 国家イノベーション駆動型発展戦略の課題と展望

■真家陽一 名古屋外国語大学 外国語学部 中国語学科 教授

6 「パリ協定」遵守に向けた中国の中長期低炭素・エネルギー計画の概要と実現可能性

■李 志東 長岡技術科学大学 大学院 情報・経営システム工学専攻 教授

10 中国「三農問題」の現状と13・5計画の農業・農村政策

■大島一二 桃山学院大学 経済学部 教授

14 TOPICS

高齢者ケアビジネスの国際展開 ～進出の背景と直面する課題～

■田中文隆 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント

SPECIAL REPORT ②

三大地域発展戦略の展望

18 中国の「一帯一路」構想の現状と日本としての経済交流のあり方について

■篠田邦彦 日中経済協会 北京事務所 所長

22 長江経済ベルト発展戦略分析

■周 牧之 東京経済大学 経済学部 教授

26 北京・天津・河北一体化発展戦略と雄安新区

■十川美香 日中経済協会 理事・企画担当

30 中国ビジネス Q&A

商標権侵害の警告を発する場合のリスクと 自社登録商標の使用状況

■中島 敏 中島敏法律特許事務所 弁護士・弁理士

32 情報クリップ

「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラム開催 ほか

JCNDA NEWS

2017年5月の日中東北開発協会の活動から

次の百年に向けて



一般財団法人日中経済協会常任理事
川崎重工業株式会社代表取締役会長

村山 滋

川崎重工の中国との関係も、多くの日本の「百年企業」がそうであるように、明治時代に遡ります。社史を紐解けば、明治41年(光緒34年≡西暦1908年)、日本政府が大清皇室(当時の実力者は西太后)に贈呈した御座船の牽引汽船「永和」号は、当社が神戸造船所で建造したもので、北京郊外の離宮・頤和園の昆明湖で用いられたとあります(永和号は現在でも頤和園で実物が展示されています)。

中国との造船事業の関わりは、中国遠洋海運集団との合弁事業に引き継がれています。南通中遠船舶工程(NACKS)は98年に船舶建造を始め、すでに200隻近い大型船舶を、また大連中遠船舶工程(DACKS)も2010年に船舶建造を始め、数十隻の大型船舶を引き渡しています。両社は、当社の技術支援の下、生産性・品質を高め、「中国」で最も効率の良い造船所といわれるまでになっています。

環境分野も当社が中国で注力する分野です。新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)により、98年まで行われたセメント工場での排熱回収発電設備モデル事業では、当社が開発した当該設備に対する評価が非常に高く、06年、サイトとなった海螺(CONCH)集団と排熱回収発電設備のエンジニアリング・製造の合弁会社を設立しました。その後、セメント製造設備やごみ焼却設備の製造合弁会社の設立と続き、さらに、これら製品の第三国への展開も行っています。

中国では近年の経済成長に伴う労働力不足や人件費の高騰により生産現場における自動化や省力化のニーズが高まり、中国語で「机器人」と呼ぶロボットの需要が飛躍的に伸びています。当社も蘇州で生産工場を新設し、一昨年より大型産業用ロボットの生産を開始するとともに、昨年からは重慶で小型双腕ロボット「duArro」の製造を始め、電子部品組立等の単純工不足対策に大いに期待されています。

また、当社が日本や中国で生産する油圧機械は、中国で活躍する多くの建設機械に採用いただいております。中国の今日の発展を支える原動力の一つとなっています。

中国経済の「新常态」への移行により、日中関係も「政冷経熱」から、政治面も含め比較的落ち着いた「新常态」に移行しつつあるように思います。日中国交正常化45周年の節目の今年はお互いを冷静な目で見直す良い機会かもしれません——五十年、六十年、百年の節目を良い関係で迎えるためにも。

国家イノベーション駆動型発展 戦略の課題と展望

真家陽一 名古屋外国語大学 外国語学部 中国語学科 教授

2017年3月、中国において第12期全国人民代表大会（全人代、国会に相当）第5回会議が北京で開催され、今年の政治・経済・社会の各分野にわたる政策運営方針が審議された。会議の初日には、李克強総理が約1時間40分にわたって、所信表明に相当する「政府活動報告」を行った。その中で、最も力を入れて読み上げたのが、「イノベーション」に関わるパートであったといわれている。

その背景としては、中国が中長期に発展を維持する上での最大の課題ともいえる「中所得国のわな」^{注1}を克服するには、イノベーションが大きなカギを握っていることが考えられる。世界の多くの開発途上国は「中所得国のわな」にはまっており、このわなを克服して先進国入りしたのは、アジアでは日本以外には韓国とシンガポールくらいしかないとされる。

国際通貨基金（IMF）によると、中国の1人当たりGDPは、16年は8,113ドルに達しており、すでに中所得国の水準に入っているが、他方で人件費の上昇も続いており、まさに「中所得国のわな」を回避し、経済発展の持続により、中所得国から先進国へと脱皮するのか、あるいは、「中所得国のわな」にはまり、経済成長が大幅に鈍化するのか、という分岐点に差し掛かっていく重要なターニングポイントを迎えている。

このため、中国は第13次五カ年規画（16～20年。「13・5計画」と略す）において、「国家イノベーション駆動型発展戦略の実施」を掲げ、発展をリードする上での第一の原動力として、イノベーションを極めて重視する方針を打ち出している。

本稿は、まず、17年の政府活動報告から中国の政策における現時点でのイノベーションの位置付けを確認する。次に、国家イノベーション駆動型発展戦略の内容を概観しつつ、中国のイノベーション政策の方向性を検証した上で、中国のイノベーション能力を評価しつつ、今後の行方を展望する。



中国の政策におけるイノベーションの位置付け

はじめに、17年の「政府活動報告」に掲げられた重点活動任務を16年（同年度は「重点活動」と記載）と比較しながら、中国の政策における現時点でのイノベーションの位置付けを確認しておこう。

重点活動任務について、16年は8項目、17年は9項目が掲げられている。両者を比較すると、共通点としては、「内需」、「農業」、「対外開放」、「環境」、「民生」、「政府建設」の6項目が前年に引き続き政策課題として打ち出されている。

他方、相違点としては、16年の「マクロ経済政策の安定化と充実化」が17年は柱立てからなくなる一方、「サプライサイド（供給側）の構造改革」が「三つの解消、一つの低減、一つの補強」^{注2}、「重要な分野とカギとなる部分の改革」^{注3}および「イノベーション」に整理されたことが挙げられる（表1）。

これにより、16年の政策運営では「サプライサイド（供給側）の構造改革」の中の1項目であった「イノベーション」が、17年は重点活動任務の柱立ての一つとして位置付けられることが明確化された。特に、「品質水準の向上」におい

表1 「政府活動報告」におけるサプライサイド（供給側）の構造改革の比較

2016年	2017年
<ul style="list-style-type: none"> ○ サプライサイド（供給側）の構造改革を強化し、持続成長の原動力を増強 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改革によって「三つの解消、一つの低減、一つの補強」を深く推進 ○ 重要な分野とカギとなる部分の改革を深化 ○ イノベーションによって実体経済のパターン転換・高度化をリード
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の簡素化と権限委譲 ・ 起業・イノベーションの潜在力 ・ 過剰生産能力の解消 ・ 財・サービス供給の改善 ・ 国有企業改革 ・ 非公有制経済の活力導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学イノベーション能力の向上 ・ 新興産業の育成・発展 ・ 在来産業の改革・高度化 ・ 大衆による起業・イノベーションの推進 ・ 品質水準の向上

(出所) 全人代「政府活動報告」16年3月および17年3月を基に作成

国家イノベーション駆動型発展戦略の概要と政策の方向性

李克強総理は16年3月に北京で開催された全人代における「政府活動報告」

で「品質に魂を吹き込むのは職人の心である」と強調し、匠の精神を發揚しつつ、匠の文化を育んでいくことが盛り込まれたことが注目される。

「告」で、イノベーションによる発展を目指す国家戦略「国家イノベーション駆動型発展戦略」を実施すると表明。同年5月19日、共産党中央委員会と國務院は「国家イノベーション駆動型発展戦略要綱」を公表した^{注4}。要綱が公表され、具体的な内容が示されたことで、同戦略は構想段階から実施段階に入っている。

17年3月の「政府活動報告」においても「国家イノベーション駆動型発展戦略」を踏み込んで実施し、実体経済の構造最適化を推進し、質・効率・競争力を不断に高めていく必要がある」と謳われた。

ここでは、要綱の内容を概観しつつ、中国のイノベーション政策の方向性を検証する。要綱は、①戦略の背景、②戦略の要求、③戦略の配置、④戦略の任務、⑤戦略の保障、⑥実施の手配の6部から構成されている。

(1) 戦略の背景

イノベーション駆動は「イノベーションが発展を牽引する最大の原動力となり、科学技術、制度、管理、ビジネスモデル、業態、文化のイノベーションを結び付けて、継続的な知識の蓄積、技術の進歩および労働力の資質の向上をよりどころとする発展方式への転換を推進し、経済のレベルがより高く、役

割分担がより精密で、構造がより適正な段階に進化するように促進するもの」と定義されている。

イノベーション駆動をよりどころとして発展の新たな原動力を創出し、新たな経済成長を促し、経済発展の質と効果を継続的に向上させることにより、「経済の中高速成長の維持」および「産業のミドル・ハイエンド水準への向上」という「二つの目標」を実現することを目指している。

(2) 戦略の要求

指導思想、基本原則、戦略目標の3部から構成されている。指導思想では、イノベーション駆動型発展を国家の優先的戦略とし、科学技術のイノベーションを核として全面的なイノベーションを牽引し、体制メカニズムの改革によりイノベーションの活力を引き出し、効率的なイノベーション体系により高水準のイノベーション型国家の建設を支え、経済・社会の発展の原動力の根本的な転換を推進することが謳われている。また、基本原則として、①発展推進、②改革深化、③インセンティブ強化、④開放拡大の4点が挙げられている。

さらに、戦略目標は、3段階に分けて進めるとしている。第1段階（20年）として、イノベーション型国家の仲

間入りを果たし、中国の特色ある国家イノベーション体系を基本的に構築するとしている。その上で、第2段階（30年）までにイノベーション型国家の上位に肩を並べ、第3段階（50年）までに世界の科学技術のイノベーション強国を建設し、世界の主な科学の中心およびイノベーションの先導者になる、という青写真を描いている。

(3) 戦略の配置

イノベーション駆動の実現は体系的な変革であり、「両輪駆動」を堅持し、「二つの体系」を構築し、「六つの大きな転換」を推進するという方針に従って配置を行い、新たな発展動力システムを構築するとしている。

ここでいう「両輪駆動」とは、「科学技術のイノベーション」と体制メカニズムのイノベーションの両輪が相互に協調し、持続的に力を発揮すること」を指している。また、「二つの体系」とは、「国家のイノベーション体系を構築すること」としている。

さらに、「六つの大きな転換」とは、「①発展方式（規模の拡張を中心とする粗放型成長から質・効果を中心とする持続可能な発展への転換）、②発展要素（伝統的な要素を中心とする発展からイノベーション要素を中心とする発展への転換）、③産業分業（バリュー

表2 国家イノベーション駆動型発展戦略要綱における任務

項目	概要
①産業技術体系のイノベーションの推進による発展のための新たな優位性の創造	工業化と情報化の融合を推進し、デジタル化、ネットワーク化、スマート化、グリーン化を産業競争力の向上のための技術起点とし、各分野における新興技術の産業をまたぐイノベーションを推進し、国際競争力を備えた現代的な産業技術体系を構築し、技術の集団的進歩により新興産業群の発展を支え、牽引し、産業の質の高度化を推進する。
②根本的イノベーションの強化による根源の供給の強化	国家戦略の需要と科学的探究の目標を組み合わせることを堅持し、科学的問題の研究の手配を強化し、根本的イノベーション力を強化し、中国の科学的発見、技術的発明および製品、産業のイノベーションの水準を向上させ、産業の変革を支え、国家の安全を保障する。
③地域のイノベーション配置の最適化による地域経済の成長の極の構築	国家の地域発展戦略に焦点を合わせ、イノベーション要素の集中と流動により産業の適正な分業を促進し、地域のイノベーション力および競争力の全体的な向上を推進する。
④軍民融合の深化によるイノベーションの相互連動の促進	軍民融合発展戦略に従って、国防に関わる科学技術イノベーションの重要な役割を發揮させ、軍民融合のイノベーション体系を構築・整備し、軍民の科学技術の効果の高い融合により発展の新たな局面を構築する。
⑤イノベーション主体の強化による発展の牽引	イノベーションチェーンの異なる段階における様々なイノベーション主体の機能、位置付けを明確化し、主体の活力を引き出し、イノベーション力を体系的に向上させ、イノベーションによる発展の基礎を固める。
⑥重大科学技術プロジェクトおよび事業の実施による重点分野における飛躍の実現	国家の安全および長期的な発展に関係する重点分野において重大科学技術プロジェクトおよび事業を手配する方針に基づき、2020年を見据えた重大特別プロジェクトと30年を見据えた重大科学技術プロジェクトおよび事業を段階的に継続する体系的な体制の構築を図る。
⑦高水準人材の育成によるイノベーション基盤の構築	科学技術イノベーションのリーダー的人材および高技能人材を育成し、イノベーションによる起業において企業家に重要な役割を發揮させるとともに、ハイエンドイノベーション人材と産業技能人材を「二本柱」とする人材育成体系を整備する。
⑧イノベーションによる起業の推進で社会全体の創造活力を促進	イノベーションによる起業のための受け皿を構築・整備し、創客（ベンチャー企業の創業者）の経済を發展させ、「大衆による起業、万人によるイノベーション」が盛んな局面を構築する。

(出所) 中国共産党中央委員会・國務院「国家イノベーション駆動型発展戦略要綱」を基に作成

チェーンのミドル・ローエンドからミドル・ハイエンドへの転換)、④イノベーション力(後追い、並走、先導)が併存し「後追い」を中心とする状況から、「並走」「先導」を中心とする状況への転換)、⑤資源配置(研究開発段階を中心とする状況から産業チェーン、イノベーションチェーン、資金チェーンの統一的な配置への転換)、⑥イノベーション

ン主体(少人数の科学技術者を中心とする状況から大衆のイノベーションによる起業、相互連携への転換)の6点について転換を推進していくことだとしている。

(4) 戦略の任務

要綱では、「産業技術体系のイノベーションの推進による発展のための新たな優位性の創造」など8項目について

て、重点分野および重要段階における任務の配置を強化するとしている(表2)。

(5) 戦略の保障

イノベーション駆動型発展戦略の実施においては、①イノベーションガバナンス体系の改革、②多ルートからのイノベーション投入の増加、③開放的なイノベーションの全方位での推進、④突

中国のイノベーション政策に対する評価

中国政府は06年2月、自主イノベーションの推進に向けた中長期計画である「国家中長期科学技術発展計画要綱(06~20年)」を公表した。要綱は、中国の今後15年の科学技術事業について全面的に計画したものであり、自主イノベーション能力の向上と知的財産権の育成を国家戦略として掲げた中国のイノベーションに関する主要政策となっていた。

それから10年以上が経過し、中国

出したイノベーション志向評価制度の整備、⑤知的財産権、標準、品質およびブランド戦略の実施、⑥イノベーションに優しい社会環境の育成、という6項目に取り組む方針が示されている。

(6) 実施の手配

戦略の実施においては、「党全体が思想を統一し、各級の党委員会および政府が責任感と緊張感を確実に強化しつつ、統一的に計画し、体系的に配置し、綿密に手配し、着実に推進していくこと」を求めている。具体的には、①指導の強化、②役割の分担と協力、③試行の実施、④モニタリングと評価、⑤周知の強化という5点が挙げられている。

表3 「グローバル・イノベーション・インデックス」における中国のランキングの推移

年度	2012	2013	2014	2015	2016
総合ランキング	34	35	29	29	25
インプット・サブインデックス	55	46	45	41	29
制度	121	113	114	91	79
人的資源および研究	84	36	32	31	29
インフラ	39	44	39	32	36
市場の洗練度	35	35	54	59	21
ビジネスの洗練度	28	33	32	31	7
アウトプット・サブインデックス	19	25	16	21	15
知識と技術の生産力	5	2	2	3	6
創造的な生産力	56	96	59	54	30

(出所) コーネル大学、欧州経営大学院 (INSEAD)、世界的知的所有権機構 (WIPO) 「グローバル・イノベーション・インデックス」各年版を基に作成

のイノベーション能力は着実に進展していることがうかがえる。例えば、「グローバル・イノベーション・インデックス」^{注5}の16年版ランキングによれば、中国は25位にランクインした(表3)。世界的知的所有権機構(WIPO)は「中国のトップ25入りは、世界100カ国以上のイノベーション能力を調査してきた過去9年間において、中所得国が初めてグローバル・イノベーション・インデックスの上位を独占してきた高度先進経済国に加入したことを

記録するもの」と評価している^{注6}。国家イノベーション駆動型発展戦略はこの流れをさらに加速させる可能性がある。しかし、戦略の要綱が公表されてから約1年が経過した現在、その成果について、中国の有識者からは「長期的な政策であり、短期間では目立った効果は見られない」、「具体化については様々な取り組みが必要になり、時間もかかるものなので、どういう成果が出てきたかについては、まだ言い難い」といった声が聞かれる。

また、「中国政府はフレームワーク作りや目標設定といったマクロ政策には優れているものの、実施段階のロードマップや機能分担、評価システムなどのミクロ政策は弱いのではないか」との指摘もあり、戦略の成果は必ずしも顕著でないともみる向きが少なくない。

加えて、イノベーション能力は着実に向上しているとはいえ、現時点で、コア技術およびハイエンド機械設備の対外依存の高さをはじめとして、解決しなければならぬ問題を数多く抱えていることは中国の有識者も率直に認めている。「グローバル・イノベーション・インデックス」においても「制度」面での評価が相対的に低く(79位)、その中でも「規制環境」と「余剰労働力の解雇コスト」はともに107位、「起業の容易

さ」は103位と低い評価にとどまっている。

さらに、「人的資源および研究における」高等教育(109位)、「インフラ」における「単位GDP当たりのエネルギー使用量」(102位)、「市場の洗練度」における「マイノリティ投資家の保護」(104位)などもイノベーション能力の向上における今後の大きな課題になっているといえよう。

ただし、中国政府は「国家イノベーション駆動型発展戦略」をはじめとして、あらゆる政策を活用して、イノベーションの推進を図る方針を示している。過去には、04年における海外からの技術導入を皮切りに国産化を進め、約10年で海外進出にまで至った高速鉄道の事例もあり、決してあなどることはできない。中国の有識者も「高速鉄道はイノベーションの成功事例としてよい」と強調している。そういう意味で、イノベーションをめぐる中国の今後の動向については、短期的な視点だけでなく、中長期的な観点からも注視していく必要があるだろう。



注1: 「中所得国のわな」とは、開発途上国が低賃金という優位性を生かして高成長を続け、中所得国の水準まで発展した後、人件費の水準が高まる一方で、産業の高度

化が伴わず、国際競争力を失い、経済成長の停滞が続くという状態を指す

注2: 「三つの解消」とは、過剰生産能力・不動産在庫・過剰債務の解消、「二つの低減」とは、企業コストの低減、「二つの補強」とは、脆弱部分の補強を指す

注3: 政府の機能転換、租税・税制体制改革、金融体制改革、国有企業・国有資産改革、非公有制経済の活力導入、財産保護制度、社会体制改革、生態文明体制改革などが掲げられている

注4: 要綱の全文は中国政府のウェブサイト(http://www.gov.cn/zhengce/2016-05/19/content_5074812.htm)で閲覧可能

注5: コーネル大学、欧州経営大学院(INSEAD)、世界的知的所有権機構(WIPO)が07年から毎年発表しているもので、インプット・サブインデックス(制度、人的資源および研究、インフラ、市場の洗練度、ビジネスの洗練度)およびアウトプット・サブインデックス(知識と技術の生産力、創造的な生産力の複数の項目で各国のイノベーション度をランキング化したもの。16年版ランキングは16年8月15日に発表された)

注6: 世界的知的所有権機構(WIPO)ウェブサイト(http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0008.html)より転載

「パリ協定」遵守に向けた中国の中長期 低炭素・エネルギー計画の概要と実現可能性

李 志東 長岡技術科学大学 大学院 情報・経営システム工学専攻 教授

「パリ協定」が2016年11月4日に発効したのを機に、約束草案(INDC)に定めた長期目標の効率的実現が各国にとっての共通課題となった。中国も例外ではない。その具体策として、政府が全国排出権取引市場の整備を始めとする市場メカニズムの活用に取り組む一方、長期対策の基本方針を定め、低炭素・エネルギー関連第13次五カ年計画を体系的に作成した。本稿の目的は、中国のINDCと中長期計画を概観した上で、その実現可能性と課題、日中協力への期待について検討を試みることである。

中国のINDCと2050年 低炭素戦略目標

中国は10年1月末、温暖化防止の中期目標として20年にGDP当たりCO₂排出量(排出原単位)を05年比40~45%削減等の自主行動目標を、15年6月30日に「パリ協定」合意に欠かせないINDCを国連に提出した。中国のINDCについて、以下の点が注目されよう(文末参考文献)〔以下同様〕・李、2016)。

第1に、温暖化防止を中国の持続可能な発展にとつての内的要求、責任ある大国が果たすべき責務と明記したこと。第2に、長期目標として、排出原単位を30年に05年比60~65%削減し、二次エネルギー消費の非化石エネルギー比率を20%前後まで引き上げる等に加え、総排出量ができる限り早い時期にピークアウトさせると表明したこと。第3に、排出権取引市場の導入等15項目の政策措置と共に、実現可能性を熟慮した分野別数値目標を設定したこと。例えば、超過達成の可能性が高い風力と太陽光発電の数値目標を設定したが、不確実性が高い水力と原子力発電の数値目標には触れていない。

また、「パリ協定」で求められている50年に向けた低炭素戦略については、策定作業が12年に開始され、14年で降完了した(国家発展改革委員会、2015)が、

政府案は17年5月末時点ではまだ公表されていない。国家気候変動戦略研究・国際協力センター(NCSC)がまとめた戦略概要(鄒劉、2015a, b)や中国能源研究所(ERI)が主導した国際共同研究^{注1)}では、排出原単位の上限目標を達成する場合、総排出量は25~30年頃にピークアウトし、50年には10年比約40%以上減になるとしている。一方、IEA(2016)のNew Policies Scenarioでは、中国の総排出量が30年頃にピークアウトし、40年に88億トン・CO₂になるとして、中国側と極めて似た見通しを出した。

中長期計画の概要と国際公約との整合性

中国では、自主行動目標もINDCも国際公約と見なされている。国際公約である以上、政府が達成責任を負わなければならない。その担保として、政府は、長期の対策方針を定める「エネルギー生産と消費革命戦略(16~30年)」^{注2)}(以下、2030エネ戦略と略す)と共に、低炭素エネルギー関連第13次五カ年計画として、温室効果ガス抑制やエネルギー発展の総合計画、省エネや電力需給、再生可能エネルギー開発等の分野別計画を体系的に作成した^{注3)}。

総合計画では、CO₂排出量の早期ピークアウトを目指すとして、20年に排

出原単位を15年比18%削減、GDP当たりエネルギー消費量を15%減、二次エネルギー消費に占める非化石エネルギー比率を15%へ高めるという「国民経済と社会発展第13次五カ年計画」で設定した3大目標に加え、石炭消費比率を15年の64%から58%以下へ引き下げ、石炭火力送電端平均効率を38.6%から39.6%以上に高めることを拘束力のある目標として設定した(表1)。PM2.5等大気汚染物質とCO₂の最大排出源である石炭消費の抑制に本格的に取り組む姿勢が鮮明に打ち出された。

排出原単位目標は、経済発展水準や資源賦存状況、環境容量等を考慮し、地域別に差異化して割り当てた。例えば、北京等8地域は最も高い20.5%減、チベット等4地域は最も低い12%減と規定している。一方、CO₂総量規制の全国導



大慶市の油田熱電所

表1 第13次五カ年計画における一次エネルギー需給、省エネ、低炭素化に関する主要目標

	水準			エネルギー構造 (%)			年平均伸び率 (%)		備考
	2010年	2015年	2020年	2010年	2015年	2020年	2010-15	2015-20	
一次エネルギー消費 (億 tce)	36.1	43.0	50.0	100.0	100.0	100.0	3.6	3.1	50 億 tce は上限、期待値だが、地域別に割当て済み。伸び率目標は 3%以下
石炭 (億 tce)	25.0	27.5	29.0	69.2	64.0	58.0	2.0	1.1	比率 58%は上限で拘束値。総量 41 億トン (原炭) 以下は期待値
(億トン)	34.9	39.6	41.0				2.6	0.7	(石炭計画による)
石油 (億 tce)	6.3	7.8	8.5	17.4	18.1	17.0	4.4	1.8	比率は残差として算出されたもの
(億トン)	4.3	5.5	5.9				4.8	1.5	(石油計画による)
天然ガス (億 tce)	1.4	2.5	5.0	4.0	5.9	10.0	11.9	14.5	比率は期待値。ガス計画では、8.3~10%と規定
(億 m ³)	1,075.0	1,930.0	3,600.0				12.4	13.3	(天然ガス計画による)
非化石エネルギー	3.4	5.2	7.5	9.4	12.0	15.0	8.7	7.8	比率は下限で拘束値、国連にも提出
一次エネルギー供給能力 (億 tce)	31.2	36.2	40.0				3.0	2.0	期待値
石炭 (億トン)	34.3	37.5	39.0				1.8	0.8	期待値 (石炭計画でも同様)
石油 (億トン)	2.0	2.1	2.0				1.1	-1.3	期待値 (石油計画でも同様)
天然ガス (億 m ³)	957.9	1,350.0	2,200.0				7.1	10.3	期待値 (ガス計画では、目標は 2070 億 m ³)
非化石エネルギー (億 tce)	3.4	5.2	7.5				8.9	7.6	期待値
一次エネルギー消費の自給率 (%)	86.4	84.2	80.0						目標は下限で期待値
石炭自給率 (%)	98.3	94.7	95.1						「生産量 / 消費量」で算出
石炭純輸入量 (億トン)	0.6	2.1	2.0				28.5	-1.0	「消費量 - 生産量」で算出
石油自給率 (%)	47.0	39.1	33.9						「生産量 / 消費量」で算出
石油純輸入量 (億トン)	2.3	3.3	3.9				7.8	3.2	「消費量 - 生産量」で算出
天然ガス自給率 (%)	89.1	69.9	61.1						「生産量 / 消費量」で算出
天然ガス純輸入量 (億 m ³)	117.1	580.0	1,400.0				37.7	19.3	「消費量 - 生産量」で算出
GDP 当たりエネルギー消費 (2015 年基準)	122.5	100.0	85.0				-4.0	-3.2	拘束値。15 年比 15%減、地域別に割当て済み
GDP 当たり CO ₂ 排出量 (2015 年基準)	125.0	100.0	82.0				-4.4	-3.9	拘束値。15 年比 18%減、地域別に割当て済み
石炭火力送電端効率 (%)	36.6	38.6	39.6				1.1	0.5	効率 1 ポイント上昇は下限で拘束値

(出所)「エネルギー発展第 13 次五カ年計画」(2016/12)、「石炭工業発展第 13 次五カ年計画」(2016/12)、「石油発展第 13 次五カ年計画」(2016/12)、「天然ガス発展第 13 次五カ年計画」(2016/12)、「省エネ・汚染物質削減第 13 次五カ年計画総合活動案」(2016/12)、「温室効果ガス排出量抑制第 13 次五カ年計画活動案」(2016/10)等に基づき、李が作成

入は見送られたが、「Alliance of Peaking Pioneer Cities of China」に参加した 23 地域と条件を整えたその他の都市における排出量の率先ピークアウトを推奨するとして、省エネ計画では、20 年に一次エネルギー消費を 50 億 tce (石炭換算トン、1 tce=7 × 10⁶ kcal) 以下に抑制する総量規制目標を省エネ目標と共に地域別に割り当て、地方政府が達成責任を負うと明記した。割り当て案すら公表できず、総量規制実現が頓挫した前五カ年計画と比べると、今回は正にエネルギー革命を

目指した内容と言えよう。また、再生可能エネルギーについては、地域別割り当てを超えた分の消費を総量規制と省エネ目標の間責対象にしないと規定した。つまり、総量規制は化石燃料消費に上限を、再生可能エネルギー利用に下限を与える規制制度である。導入中の再生可能エネルギー電力全量買取制度と導入予定の再生可能エネルギー電力の比率目標規制・グリーン証書取引制度、地域別再生可能エネルギー電力消費比率目標規制等と合わせて、再生可能エネルギー開発・利用を大きく促進できよう。

電源開発計画では、再生可能エネルギー発電量比率を 15 年の 24% から 20 年に 27% へ高める目標を設定した(表 2)。懸念される出力抑制や不安定性問題に対し、大容量長距離送電能力の増強(1 億 3 0 0 0 万 kW 増設)、電力需要の大きい東・中・南部地域での風力開発の加速(4 2 0 0 万 kW 新設、全体新設の 52%)、分散型太陽光発電の拡大(5 3 9 4 万 kW 新設、全体新設の 87%)、揚水発電の拡大(1 7 0 0 万 kW 増設)、ガス火力の拡大(6 6 0 0 万 kW から 1 億 1 0 0 0 万 kW)等の具体策を講じていることとした。原子力は 20 年に 5 8 0 0 万 kW を稼働させ、3 0 0 0 万 kW 以上を建設中と明記した。

これらの目標が達成できれば、排出原単位は 05 年比で約 49% 減となり、自主行動目標を超過達成する見込みである。一方、30 年までに 65% 減とする INDC の上限目標を達成するには、排出原単位を 21 年から年率 3.6% ずつ削減し続ける必要がある(表 3)。

一方、「2030 年戦略」では、30 年に一次エネルギー消費を 60 億 tce 以下に抑制し、天然ガス比率を 15% へ、非化石エネルギー比率を 20% へ、発電電力量に占める非化石電源の比率を 50% へ高める目標を設定した。50 年については、一次エネルギー消費を安定させ、非化石エネルギー比率を 50% 以上とした。対応する電源構成は明記されていないが、ERI 主導の国際共同研究(前掲)では、エネルギー革命を断行する「新しい火の創造」シナリオにおいて、50 年には非化石エネルギー比率が 55%、発電電力量に占める非化石電源の比率が 82% になると試算されている。

実現可能性と課題に関する一考察

中国は 09 年以降、低炭素に有利な活動をすれば得なければならないと感じられる低炭素システムを整備しつつ、①省エネと非化石エネルギーの利用拡大、②エネルギー安定供給の確保、③低炭素産業の育成を 3 本柱として戦略的に推進して

表2 第13次五カ年計画における電力需給に関する主要目標

	水準				電源構成 (%)			年平均伸び率 (%)			備考
	2010	2015	2020		2010	2015	2020	2010-15		2015-20	
			下限	上限				下限	上限		
電力需要(発電電力量)(兆 kWh)	4.23	5.69	6.80	7.20	100.0	100.0	100.0	6.1	3.6	4.8	構成比は中位値7.05兆 kWhに占める比率
化石電源	3.40	4.13	4.87		80.4	72.6	69.0	4.0	3.3		比率は残差、発電量は中位値、比率から推定
石炭火力	3.22	3.85	4.35		76.3	67.7	61.7	3.6			構成比目標は容量構成から推定
ガス火力	0.08	0.17	0.44		1.8	2.9	6.2	17.1			構成比目標は容量構成から推定
非化石電源	0.83	1.56	2.19		19.6	27.4	31.0	13.5	7.0		発電量は中位値、比率から推定
再生可能エネ電源	0.75	1.39	1.90		17.8	24.4	27.0	13.0	6.5		
水力	0.69	1.11	1.25		16.2	19.5	17.7	10.1	2.4		構成比目標は発電量目標から推定
風力	0.05	0.19	0.42		1.2	3.3	6.0	30.3	17.8		構成比目標は発電量目標から推定
太陽光・熱	0.02	0.04	0.14		0.0	0.7	2.0		30.3		構成比目標は発電量目標から推定
バイオマス	0.02	0.05	0.09		0.4	0.9	1.3	26.4	11.6		構成比目標は発電量目標から推定
原子力	0.07	0.17	0.28		1.8	3.0	4.0	18.1	10.5		比率は残差、発電量は中位値、比率から推定
発電設備容量(億 kW)	9.66	15.21	20.00		100.0	100.0	100.0	9.5	5.6		
化石電源	7.06	9.92	12.30		73.1	65.2	61.5	7.0	4.4		
石炭火力	6.49	8.95	11.00		67.2	58.8	55.0	6.6	4.2		
ガス火力	0.26	0.66	1.10		2.7	4.3	5.5	20.4	10.8		
その他	0.31	0.31	0.20		3.2	2.1	1.0	0.1	-8.6		
非化石電源	2.60	5.29	7.70		26.9	34.8	38.5	15.2	7.8		
再生可能エネ電源	2.49	5.02	7.12		25.8	33.0	35.6	15.0	7.3		
水力	2.16	3.20	3.80		22.4	21.0	19.0	8.1	3.5		
一般水力	1.99	2.97	3.40		20.6	19.5	17.0	8.3	2.8		
揚水	0.17	0.23	0.40		1.7	1.5	2.0	6.4	11.7		
風力	0.31	1.31	2.15		3.2	8.6	10.8	33.5	10.4		
陸上風力	0.31	1.29	2.10		3.2	8.5	10.5	33.0	10.2		
洋上風力		0.02	0.05			0.1	0.3		20.1		
太陽光・熱	0.00	0.43	1.10		0.0	2.8	5.5	169.5	20.9		
太陽光		0.43	1.05			2.8	5.3		19.8		
太陽熱			0.05				0.3				
バイオマス	0.06	0.13	0.15		0.6	0.9	0.8	18.8	2.9		
地熱、海洋エネ他		0.00	0.01			0.0	0.0		77.9		
原子力	0.11	0.27	0.58		1.1	1.8	2.9	19.8	16.4		

(出所) 「エネルギー発展第13次五カ年計画」(2016/12)、「石炭工業発展第13次五カ年計画」(2016/12)、「石油発展第13次五カ年計画」(2016/12)、「天然ガス発展第13次五カ年計画」(2016/12)、「省エネ・汚染物質削減第13次五カ年計画総合活動案」(2016/12)、「温室効果ガス排出量抑制第13次五カ年計画活動案」(2016/10)、エネルギー源別計画等に基づき、季が作成

表3 第13次5カ年計画と2020年目標および2030年目標達成のロードマップ

	水準				累積変化率の推移				2005年比変化率				
	2005 ^a	2010 ^a	2015 ^a	2020 目標 ^{ab}	2030 目標 ^c	10/05	15/10	20/15	30/20	2015	2020	2030	
エネルギー消費 GDP 原単位	100.0	80.9	66.2	56.3		-19.1%	-18.2%	-15.0%		-33.8%	-43.7%		
非化石エネルギーの比率	7.5%	8.3%	12.0%	15.0%	20.0%								
二酸化炭素排出の GDP 原単位	100.0	78.9	61.7	50.6	35.0		-21.1%	-21.8%	-18.0%	-30.8%	-38.3%	-49.4%	-65.0%

(注) a) 2015年までは実績、20年は第13次五カ年計画の目標。b) 国連に提出した自主行動目標は、排出原単位を20年に05年比40~45%減、第13次五カ年計画目標を達成出来れば、排出原単位は48.4%減となり、国際約束を超過達成。c) 30年排出原単位のINDC目標は05年比60~65%減であるが、ここでは、65%減と仮定して試算。第13次五カ年計画目標を達成できても、30年目標の実現には、排出原単位を年率で3.8%ずつ、10年間で32%削減しなければならない。

取組みを強化している。計画目標のうち、省エネ、排出原単位削減、非化石エネルギー比率等の「拘束力のある目標」と総量規制目標はいずれも達成されよう。一方、エネルギー別の目標はすべて達成できるかどうかは疑問である。例えば、原子力開発は電力需要の低迷、コスト競争力の低下、安全性への懸念等が強まる中で、17年5月までの新規着工数は1基115万kWのみ、

いる。そうした中、習近平・李克強指導部が13年に発足し、「成長の質と効率重視」とする「新常态」への戦略転換、エネルギー「消費・供給・技術・管理体制」革命の推進、国際協力の強化を図り、取組みを強化した。その結果、15年に排出原単位は05年比38.3%削減され、20年の上限目標の約85%を達成した。第13次五カ年計画では、割り当て指標の拡大や問責制度の執行厳格化のほか、目標の効率的実現を図るために、全国排出権取引市場の創設、次世代自動車販売比率規制と炭素削減ニズムの活用に向けた様々な

最も困難なのは、石炭火力を20年に11億kW以下に抑制することであり、16年に、その容量はすでに9億4300万kWに達している。電力工程質量監督ステーションによると、17年1月時点で建設中の総容量が1億8800万kWに上る。内訳は公表されていないが、そのほとんどは石炭火力と推測される。計画では、5年間で1億5000万kW以上の許可済みプロジェクトの建設中止と延期、2000万kW規模の発電効率の低い既存設備の閉鎖を行うと規定している。

また、天然ガスについては、一次エネルギー消費に占める比率を5.9%から10%へ高めることが総合計画の目標であるが、コスト競争力と供給安定性を大幅に改善できなければ、天然ガス計画で下限目標とした8.3%に止まる可能性もある。天然ガス革命を起せるかが注目されよう。

建設許可数ゼロと減速しており、先行きも不透明である。つまり、稼働と建設中の総容量が20年に8800万kWという目標に届かない可能性が大きい。その場合、30年20%という非化石エネルギー比率目標を実現するために、風力や太陽光発電等再生可能エネルギー開発が計画目標を大きく上回って進められることになる。

しかし、どのプロジェクトを中止、延期させるかの決定は困難極まりないであろう。なぜなら、14年の行政改革で、国家能源局が石炭火力の許可権限を地方政府に委譲し、能力過剰を防ぐ効果的な政策手段を失ってしまったからである。事業者をバックアップしている地方政府をいかに説得できるかが、改革の成否を左右する。政府の手腕と指導力が試されよう。

国際協力の強化と日中協力への期待

「パリ協定」の遵守に向けて中国は国内の取組みに加え、2つの側面から国際協力の強化を図っている。

1つは途上国への支援強化である。中国は「パリ協定」の交渉過程で、小島嶼国やアフリカ最貧国等を支援する約31億ドルの「中国気候変動南・南協力基金」を独自で設置し、16年から途上国で10の低炭素地域づくりモデル事業、1000の気候変動影響の緩和と適応事業、1000人の人材育成事業を展開し、資金調達能力の向上等にも協力すると表明した(習近平、2015)。これらの支援はいずれも進行中である。

もう1つは「帯一路」低炭素・エネルギー相互協力の展開である。中国が15年3月に公表した「帯一路」共同建設推進のビジョンと行動¹⁾では、「インフラ建設と運営のグリーン化・低炭素化を強化

し、気候変動の影響を十分に考慮する」ことを前提に、エネルギー・電源開発、パイプライン・送配電網整備等での協力、エネルギー産業チェーンの現地化等を図ると明記した。そして、17年5月14、15日において、海外から29カ国の首脳を含む130カ国以上が参加した「帯一路」国際協力サミットフォーラム(BRF)では、首脳会議共同声明が採択され、その中で、「パリ協定の履行、再生可能エネルギー開発、省エネ、地域と国際の送電網整備等における協力強化が明記された。途上国の多い「帯一路」における低炭素・エネルギー相互協力の推進は、温暖化防止に大きく貢献できるに違いない。「帯一路」低炭素・エネルギー共同体が形成される可能性さえある。その動向を注目したい。

日中については、特に「帯一路」のアジア諸国での低炭素化に向けた両国の協力が期待される。5月開催のBRFには、日本が自民党の二階俊博幹事長をトップとする代表団を派遣したことは、協力進展の第一歩と考えられる。また、その直前に開催されたアジア開発銀行(ADB)総会で、日本はアジアにおける交通システムや再生可能エネルギーといった高度な技術の導入を後押しするために、ADBが新設する「高度技術支援基金」に2年間で4000万ドルを拠出

すると表明した。これによって、中国が主導して設立したアジアインフラ投資銀行(AIIB)との共同融資機会が増え、両国の比較優位性を組み合わせた低炭素ビジネスに対するニーズが高まることを考えられよう。最近、中国系太陽光パネル企業と日系商社がUAEで太陽光発電事業を共同展開している事例等が出てきた。今後、同様な協力が一層活発になるよう期待したい。



注1：報告書「Reinventing Energy: China-energy consumption and supply innovation roadmap 2050」の概要版

は、日本の自然エネルギー財団によって、「新しい火の創造：中国におけるエネルギー消費と供給の変革に向けた50年へのロードマップ概要版16年9月」という名称で日本語に翻訳された。詳しくは、http://renewable-ei.org/activities/reports_20170131.phpを参照

注2：16年12月29日に作成、17年4月25日に公表。詳しくは、http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201704/20170425_845284.htmlを参照

注3：低炭素・エネルギー需給関連第13次五カ年計画体系はエネルギー発展計画、省エネ・汚染物質削減に関する総合活動方針、温室効果ガス排出量削減に関する活動方針を始め、エネル

ギー源別計画、電源別計画等合計15本以上によって構成される。そのほとんどが16年12月末までに完成、17年1月までに公表されている。詳しくは、<http://www.ndrc.gov.cn/> & <http://www.nea.gov.cn/>を参照

＜参考文献＞

◆ IEA (2016)、「World Energy Outlook 2016」pp.598～601
◆ 国家発展改革委員会(2015)「中国気候変動防止の対策と行動15年報告」(<http://www.cchina.gov.cn/>)。英語版も参照

◆ 習近平(2015)「手を携えて、協力・互恵・公平・合理的な気候変動がパナンスシステムを共に構築しよう」(<http://www.cchina.gov.cn/nDetail.aspx?newsId=57226&Tid=61>)

◆ 傅莎・邹驥・刘林蔚(2015a)「中国INDC解説」(<http://www.ncsc.org.cn/article/yxg/zly/201506/2015060001484.shtml>)。同(2015b)「中国INDCに関する幾つかの評論」(<http://files.ncsc.org.cn/www/201507/20150702114814244.pdf>)

◆ 李志東(2016)『「パリ協定」の合意形成における米中の「率先垂範」とCOP21後の課題』環境経済・政策研究、第9巻第1号(16年3月)、93～97頁

中国「三農問題」の現状と 13・5計画の農業・農村政策

大島一二 桃山学院大学 経済学部 教授

近年の中国における深刻な社会問題の1つとして「三農問題」があげられる。この「三農問題」とは、農業問題・農村問題・農民問題の3つの問題の総称で、農業と農民が中国経済・社会において著しく不利な産業、階層として位置付けられ、これが中国社会の中で問題化していることを指す。以下で詳しく述べるが、これら諸問題の深化に対して、現在中国政府は、本稿で紹介しているように、いくつかの重要な対応策を講じつつあり、これが、以前との比較で一定の成果をあげはじめているのは事実である。しかし、長期にわたって不利な状況に置かれてきた農業と農民の社会的地位を、抜本的に改善する道のりはいまだ非常に長いと言わざるを得ない。これらの諸問題の解決なくして、「三農問題」が中国の経済発展のボトルネックとなることは避けがたく、中国政府に課せられた大きな課題となっているのが現状である。

こうした状況の中で、本稿では、中国における「三農問題」の現状に言及しつつ、この改善を目標の一つとした第13次五カ年計画（以下、「13・5計画」）の農業・農村政策について検討し、現在の中国の農業・農村経済が直面する政策課題について明らかにする。



13・5計画における農業政策の概要

16年3月16日に閉幕した第12期全国人民代表大会（全人代）第4回会議は、「中華人民共和国、国民経済と社会発展における第13次五カ年計画要綱（以下「要綱」とする）を採択し、3月17日にその全文が発表された^{注1}。

この「要綱」のなかで、第4編「農業の近代化の推進」と、第8編「新型都市化の推進」が農業・農村問題に関わる主要部分である。

ここでは、第4編「農業の近代化の推進」の内容から、農業政策の概要を検討してみよう。この第4編では、まず「第18章農産物の安全保障能力の強化」において、農業生産システムの近代化に関する施策が述べられている。つづいて、「第19章近代的な農業経営体系の構築」において、農業経営主体の形成について述べ、さらに「第20章農業技術設備と情報化レベルの向上」では農業関連技術開発と情報システムの普及について述べている。最後に「第21章農業支援保護制度の整備」では、農業支援システムについて述べている。

まず、この第4編の目標として、

「農業は小康社会を全面的に建設し、近代化を実現する基礎である。農業の発展方式の転換を必ず促進し、近代的農業産業体系、生産体系、経営体系の構築に注力し、農業の質と収益と競争力を向上させ、生産効果が高く、生産物が安全で、資源を節約し、環境に調和した農業の近代化を推進する」と全体の政策目標が示されている。

(1) 農業生産と農村経済の近代化に関する記述

この政策目標を達成するための重要な施策のなかで、特に注目できるのは、以下の第18章と第19章である。まず、第18章で提起されている農業生産と農村経済の近代化に関する部分に注目しよう。ここでは、「農地保全と生産力の向上」(第1節)、「農村における第一次産業・第二次産業・第三次産業の統合的な発展」(第3節)、「農産物の品質と安全の確保」(第4、5節)である。特に、「農村における第一次産業・第二次産業・第三次産業の統合的な発展」では、農業と、農産物加工業、および農業関連サービス業(観光農業等)を組み合わせて経済発展を進めることが提起されている。また、中国において、食品安全問題は依然として深刻な課題である。

そこで、その対策として、農地から家庭の食卓までの農産物品質安全全過程管理監督システムの構築(トレーサビリティシステムの構築)を進める一方で、生産システムの改善として、減農薬・減化学肥料を基礎とした、循環型農業の構築^{注2)}が提起されている。

また、第20章では「農業の技術水準と情報化水準の向上」が提起され、農業生産の近代化を側面から支える新たな農業技術(新種の種苗普及、機械設備の革新等)による増産、品質改善を実現するとしている(第1節)。さらに、農業関連情報技術の革新により、農業生産管理、経営管理、市場流通(特に農業へのビッグデータの応用およびeコマースの普及)等を実現するとしている(第2節)。

第21章では、農業補助金の充実と制度改善(第1節)、農産物買い付け価格制度の改善(第2節)、さらに、農村金融システムと農業保険システムの整備が提起されている(第3節)。

(2) 農業経営主体に関する部分

次の注目は、第19章の農業経営主体に関する点である。前述した三農問題の根幹的な問題としては、農業問題があげられよう。現在の中国の農業問題は、基本的に農業部門の

低生産性が原因であり、その根底には零細経営規模問題、農村の過剰就業問題が存在している。

中国の農家1戸当たり耕地面積は約0・47ヘクタールと日本の約4分の1、農業者1人当たりでは10分の1以下であり、ベトナムなどと並んで世界でも有数の零細農業経営構造のもとにある。また、個別農家の農地規模が著しく零細であるにもかかわらず、平均で3カ所程度、甚だしい場合には8カ所以上に分散しており^{注3)}、農業生産の効率化をさらに妨げる要因となっている。こうした零細で分散した農地から農家が得られる農産物は限られたものであり、個別経営の経営規模拡大も、全体としては1978年以降の40年余の改革・開放期を通じて遅々として進んでいない。この農業部門の低生産性問題によつて、農業は農民にとつて、採算が取れない、所得の低い、魅力のない産業と普遍的に認識されつつあるのが実態である。

この結果、現在中国の多くの農村地域では、日本の農村と同じように、若年労働力の非農業部門への流出(特に都市地域への出稼ぎ)が著しく、筆者による四川省・山東省での現地調査の結果からも、若年層の半数以上

が地域外に流失し、農業後継者の確保が困難となるといふ、人口過密のかつての中国では到底考えられない状況まで一部地域では発生していることが明らかになっている。また、労働力が地域内にとどまっている場合でも、若年層の基幹的農業労働力が農外部門(地域内の郷鎮企業や商業部門)に流失するという、日本の農村のような「三ちゃん農業」化^{注4)}が中国農村でも一般化しつつある。こうした状況下で、どのような方法を用いて農業からの所得を上げていくのか、この問題は特に地域内に他の産業がない純農村地域で深刻であり、中国政府に課せられた大きな課題となっている。

この点について、第19章では、まず、関係法規に基づいて農地経営権の流動を促進し、多様な形態の農業大規模経営を育成することが提起されている(第1節)。そして、形成された大規模経営体をサポートする農業関連企業・農民專業合作社・農村行政等の社会化されたサービス体系の役割が重視されている(第2節)。特に、農産物の流通施設と市場建設の強化、さらに、近年注目されている農村でのeコマースの発展を奨励している(第3節)^{注4)}。

13・5計画の農村政策の概要

続いて、農村政策の關係部分である第8編「新型都市化の推進」をみてみよう。

(1) 中国の農村インフラの実態

中国の農村問題として指摘できるのは、都市地域との比較でインフラ整備水準、教育水準、公衆衛生水準、医療水準、所得水準等が大きく後れをとっている点である。このため基本的な問題として、都市と農村の経済社会における競争条件を同一のレベルに整備していく、農村の競争条件を都市と同一条件に引き上げていくことが早急に求められている。

现阶段の中国の農村インフラの整備状況と問題点は、李小雲他(文末〈参考文献〉「以下同様」、2009)および魏后凱・潘晨光(2016)によれば以下の通りである。

①農村上水道の普及状況

農村の上水道整備において、李小雲他(2009)によれば、07年末までに整備が終了した対象農民は3億人以上に達しているとされるが、なお、1億6000万人の上水道整備が必要とされている。この数値はその後大きく改善し、魏后凱・潘晨光(2016)によれば、農村上水道の

普及率は14年には79・0%に達したとされる。ただ、問題はまだまだ数多く残されている。李小雲他(2009)に記載された關係する調査によれば、すでに整備された村の中で、16・3%の村において水資源の枯渇や供

給量の減少が深刻で、また、27・5%の村で地下水の汚染等による水質の悪化も顕著な問題となつておりとされる。筆者がかつて訪れた山東省の多くの農村では、農業用水の不足による農業生産の停滞、農村上水道整備



瓜を売る農民。16年6月大慶市にて

における不備など、水不足が生産、生活の両面においてかなり深刻な問題となつていた。

②農村電力網整備状況

電力網整備については、すでにほぼ全国の農家に普及したとされる。魏后凱・潘晨光(2016)によれば、すでにほぼ98%程度の記述がある。の記述が、現在の残された地域は、チベット自治区、青海省、新疆ウイグル自治区

の山間部などの一部地域に限られるという。むしろ問題なのは、李小雲他(2009)によれば、通電した村でも、いまだ4・1%の村で停電の頻発や供給不足が深刻であるという事態である。近年の筆者の山東省農村での経験では、地域によって程度の差こそあるものの、経済水準が比較的高いと考えられる山東省農村でさえ停電は日常的といつてよい現象であり、食品企業の操業にしばしば影響を与えていた。

③農村道の整備状況

中国政府は80年代から、特に貧困県を対象に農村道の整備を進めてきた。06年末までに全国の農村道は302・6万キロに達したが、いまだ普及率は98・2%の郷・鎮と86・4%の村に道路が開通したにとどまっている(このうち舗装道路は80・6%の郷・鎮と60・3%の村にとどまる)。また、李小雲他(2009)によれば、公共のバス路線が開通した村は全体の64・5%と3分の2の水準にとどまっているという。政府の計画では20年までにすべての村まで舗装道を整備し、バス路線を開通したいとしているが、これには巨額の投資が必要とされる。

④農地・水利施設整備状況

この整備における最大の問題は、人民公社期に実施された水利施設の老朽化が深刻であり、改革・開放政策実施以降も灌漑面積はそれほど増加していないことである。07年末の数値で、灌漑面積は8・67億ムー（1ムーは6・67アール）、全国総耕地面積の46%にすぎない。つまり、現在でも全国の54%の農地は天水に依存している状態にある。今後この改修、新設のために相当額の投資が必要となる。李小雲他（2009）の記載によると、現状で水利施設が「良好に運営できている」とする村は全体の51・5%にすぎず、「まずまず」とする村が17・2%、「かなり劣っている」とする村は31・3%に達している。この水利施設に関する問題は今後の農業発展において大きな課題となると考えられる。

（2）農村整備に関する13・5計画

このように都市との比較で遅滞した農村インフラを改善するために、「要綱」の第36章では「都市と農村の協調的発展の推進」が提起されている。そして、第1節では「特色ある区域経済の発展」として、農村地域の域内資源の活用による、農産物の高付加価値加工、農村サービス業、労働集約型の産業発展を促進し、農村の

第二次、第三次産業の誘致、発展を促進するとしている。さらに第2節では、農村建設の要点として、農村のブロードバンド、道路、飲料水、照明、環境衛生、消防等の施設改造を促進するとしている。また、農村飲料水の安全強化向上事業を実施し、農村の就学条件と教師の勤務および生活条件の改善を行い、末端医療衛生機関と農村医師の育成を強化する、としている。

最後に第3節では、「都市と農村の公共資源均衡配置の促進」として、都市と農村のインフラ施設ネットワークを総合的に計画し、水、電気、道路、ガス、通信等のインフラ施設を都市農村間のリンクにより促進し、最終的には都市・農村サービスの二元化を行うとしている^{注5）}。

まとめにかえて

ここまで、中国における「三農問題」の現状に言及しつつ、13・5計画中の農業・農村政策について検討してきた。その計画中のいくつかの政策は、すでに中国政府が取り組みをはじめているものも多い。たとえば、農業再編の中核となる大規模農業経営の育成は、すでに08年の第17期三中全会上において提起され、続く13年の第18期

三中全会以降、全面的に展開が推進されている重要政策である。この方向に基づいて、13・5計画でもその推進が確認されている。

しかし、この13・5計画で大きく推進が強調された政策も見逃せない。たとえば、農村における第二次、第三次産業の育成は、これまでも検討されてきたが、今回ほど強調されたことはこれまでなかった。また、農村インフラ整備における都市との二元化もこれまでほとんど言及されてこなかった政策である。

このように、様々な局面で中国政府は「三農問題」に悩む農村対策に大胆な政策を実施しつつある。こうした政策が農村の現場でどのように実施に移されているのか。さらに注目する必要がある。



注1：全文は8万字で、20篇、80章、25の囲みコラムで構成されている。

注2：農業と畜産業の結合による堆肥の農地への還元による土壌改良と減化学肥料システムの構築を主な内容としている。

注3：この分散要因については、参考文献大島一二（2011）で述べている。

注4：第4編にはコラムが付記され、「農業近代化の8大重要プロジェクト」が提起されている。つまり「8億ムーの高基準

農地の建設」、「近代的農業の建設」、「農業節水灌漑技術の普及」、「農業機械化の普及」、「農業へのインターネットの導入」、「農産物の品質安全」、「新型農業経営主体の育成」、「農村の第一次、第二次、第三次産業の融合的な発展」である。

注5：第8編にはコラムが付記され、新型都市化建設の重要プロジェクトとして以下のプロジェクトが記載されている。「三つの1億人の都市化」①約1億人規模の都市への人口移転、②約1億人規模の老朽化した住宅の改造、「城中村」の改造、③約1億人規模の中西部地域における都市近郊地域への移転、「中小都市の育成」、「特色のある小さな町の建設」、「スマートシティの建設」、「生態都市、森林都市の建設」、「海綿都市（浸透、蓄水、浄化、用水、排水等の機能を有した都市）の建設」、「地下配管網の建設」、「美しい農村の建設」など

＜参考文献＞

- ◆大島一二（2011）『第3章 三農問題の深化と農村の新たな担い手の形成』、佐々木智弘編『中国「調和社会」構築の現段階』アジア経済研究所
- ◆魏后凱・潘晨光（2016）『中国農村発展報告2016』中国社会科学出版社
- ◆李小雲主編（2009）『中国農村情況報告2008』社会科学文献出版社

本稿では、近年動き始めた日本の高齢者ケアビジネスの国際展開の背景や動向について、過去4年間にわたり実施した調査研究や現地調査、進出事業者との懇談会（プラットフォーム会合）等の結果を活用して、整理を行う。また、日本の高齢者ケアビジネスの国際展開において直面する課題や期待される今後の取組みについて論じる。

高齢者ケアビジネスの国際展開 ～進出の背景と直面する課題～

田中文隆 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント

TOPICS 動き始めた高齢者ケアビジネスの国際展開

～中国政府のシルバー産業市場拡大への期待～

アジア全体で高齢化が進んでいる。中国、韓国、シンガポール、タイの高齢化

率は現在すでに7%を超えて高齢化社会に突入しており、今後は2020年までにベトナムやマレーシアも同様の状況となる予測である^{注1}。また、高齢化社会から高齢社会になるまでの推定期間（倍化年数）は日本よりも短い国も見られ^{注2}、今後アジア地域では非常に速いスピードで高齢化が進展していくことになる。

このような状況に対する各国政府の問題意識は高く、自国の高齢化対応に向けた施策を次々に打ち出している。中国政府が16年3月に公表した「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5カ年計画要綱（13・5計画）」では、養老関連分野についての政策として、社会サービス拡充、高齢者向け社会保険体系の構築、「医養結合」^{注3}の推進、養老金融体系の拡充が示され、高齢化社会に備えるための政府の取組みの方向性が打ち出された。また、同年8月に発表した「健康中国2030」計画綱要では、「養老産業」を自国における健康関連の重点産業の一つとすることが明記されている。中国のシルバー産業市場は、成長のチャンスを迎えているのである。～スタートした我が国の高齢者ケアビジネスの海外展開支援～

他方、我が国においては、16年7月に発表された「アジア健康構想に向けた

基本方針」において、アジア地域への日本の民間事業者等の進出促進に向けて、国を挙げて高齢者ケアビジネスの海外展開を支援する方向性が示された。さらに、17年度中には技能実習制度の対象職種に「介護」が追加され、施行されることとなっており、我が国の高齢者ケアビジネスに携わる事業者にとって、実際に海外進出まで至らなくとも、人材の受け入れ等アジアにおける高齢者ケアビジネスの動向は大きな関心事となっている。本稿では、日本の高齢者ケアビジネスの海外展開について、弊社が実施した4年間の調査研究・ネットワークキング^{注4}の成果を紹介したい。

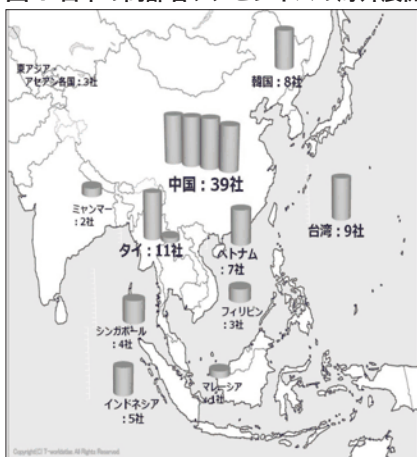
なお、本稿における高齢者ケアビジネスとは、介護サービス、福祉用具・機器の製造販売、ケアに携わる人材育成を中心し、高齢者に関わるサービスを幅広く捉えるものであるという点を補足しておく。

TOPICS 高齢者ケアビジネスの海外展開状況

～50社以上の民間事業者がアジア諸国で事業を展開～

弊社が行った調査によると、日本の高齢者ケアビジネスの国際展開に対する動きは近年急速に活発化しており、16年度末時点で50社以上の民間事業者がアジア諸国で事業を展開

図1 日本の高齢者ケアビジネスの海外展開



(注) 表1と同じ

している^{注5}。進出地域は中国が群を抜き、介護施設の運営、コンサルティング、車椅子や介護用ベッド等の福祉用具・機器の製造販売を中心としながらサービス提供の範囲も多岐に渡る。フィリピン、ベトナム等東南アジア地域では技能実習制度の運用開始を見据えた人材育成の動きも顕著である（図1）。

～中国への進出動向～
さらに細かく中国への進出動向をみると、介護サービスについては現地養老施設のコンサルティングや人材育成、あるいは運営受託を経てこの数年の間で介護施設の開設を目指す事業者が増加している。また、「医養結合」の流れを受けて病院と連携、もしくは病院内で急性期（症状が急激に現れる時期）以降の高齢者向けケアサービス事業を手掛ける例もみられる。進出形態については、現地パートナーとの協働により事業を展

表1 日本の高齢者ケアビジネスの中国進出概要 (一部抜粋)

企業名	提供サービス	概要
エフビー介護サービス株式会社	介護サービス、コンサルティング	海外事業は約5年前から準備。台湾、中国で具体的展開を進めており、複数のコンサル事業のほか、2016年には中国大連市他での介護施設開設に目途。
株式会社カワムラサイクル	福祉用具・機器	中国に生産拠点子会社として、ショウ州立泰康復器材有限公司を所有。中国国内での車椅子の製造販売を展開。
株式会社ケアサービス	介護サービス、人材育成	2015年、上海に「上海福原護理服務有限公司」を設立。中国の养老院等介護職員に対する研修事業や訪問入浴、エンゼルケア等を主な事業としている。
株式会社ゲストハウス	介護サービス、人材育成	上海の現地企業と合併会社を設立し、ヘルパー養成学校を開設。現役現場管理者を講師とした日本介護実務研修講座や介護施設の運営管理も行っている。
株式会社サンガホールディングス	介護サービス、福祉用具・機器、人材育成、建設・設計・住宅、コンサルティング	2012年より事業展開。中国国内各地の介護施設の設計監修、介護指導等のコンサルティングを行う。2016年5月には、広東省広州市で広州谷豊園健康産業投資有限公司による介護人材育成学校を開校するほか、同年10月、上海市静安区で500床規模の公設民営老人ホームを合資会社で運営開始している。
株式会社ニチイ学館	介護サービス、人材育成	香港の子会社を通じて、北京・上海・広州を中心に沿岸部エリアの地域事業会社約20社と合併会社を設立。中国における「日本式介護(自立支援)」の浸透・普及、介護サービスの産業化、介護人材の社会的地位の確立を目指し、日本で培ってきた人材養成・サービス提供スキームの構築に注力。そして、訪問介護や産後ケア、ベビーシッターサービス等、在宅系サービスの展開を行っている。
日進医療器株式会社	福祉用具・機器	中国、韓国、米国で車椅子の製造販売を手掛け、中国国内では2カ所に工場を保持している。既製品からカスタムメイド・スポーツ用まで幅広く取り扱い、海外の主要国へも輸出実績がある。中国では販路に合わせた販売チャネル戦略をとり、直販から代理店販売まで網羅している。また、車椅子スポーツの代表選手にも採用されている。
パラマウントベッド株式会社	福祉用具・機器、介護ロボット	2004年、無錫に海外現地法人「八楽夢床業(中国)有限公司」を設立。医療・介護用ベッド等の製造・販売を行う。
フランスベッドホールディングス株式会社	福祉用具・機器	2012年6月、南通市に医療・介護用ベッド、福祉用具、ベッド・家具類・寝装品、健康機等の製造・販売および輸出入を行う合併会社「江蘇美蘭舒床有限公司」設立。中国での介護・医療ベッドの製造・販売や日本向け輸出業務等に加え、中国国内での介護福祉用具の販売やレンタル事業の展開を開始した。
株式会社松永製作所	福祉用具・機器	車椅子の製造販売を行う。2001年、上海に工場を設立。2016年、製造の子会社を設立。
メディカル・ケア・サービス株式会社	介護サービス、人材育成、コンサルティング	2014年12月、上海瑞慈美邸管理諮詢有限公司(合併会社)が南通市において、総合病院敷地内に100床の介護療養型施設を開設。2016年12月、美邸(上海)商貿有限公司(独資)を設立し、介護コンサル、オンラインとオフラインの介護人材教育を開始。2017年には、合併会社が広州市で150床の介護施設とデイサービスを開所予定および北京市で小規模多機能施設の開所やコンサルティングの受注を予定。
株式会社安川電機	介護ロボット	2015年8月、子会社の安川電機(中国)有限公司が、中国の美的集団股份有限公司と、産業用ロボット・サービスロボット関連事業において提携することを発表。中国において、産業用ロボットとリハビリ・介護用装置の新会社をそれぞれ設立した。
株式会社リエイ	介護サービス	2012年10月、北京市海淀区内に小規模多機能型「礼愛老年看護服務中心」を開設。2013年12月、上海市に現地有力企業と合併で高齢者向け入居施設「上海礼愛頤養院」(298床)を開設。2015年、成都に現地法人「成都礼愛年華健康服務諮詢有限公司」を設立し、成都礼愛1号店となる「礼愛老年介護中心」(76床)を開設。南通の介護施設開設計画(緘維会社との合併事業)、泰州の介護施設開設計画(投資会社との合併事業)など、中国各地でプロジェクト進行中。
ロングライフホールディング株式会社	介護サービス、福祉用具・機器、人材育成、コンサルティング	2010年、現地企業の新華錦グループと投資会社を通じて合併会社を設立。2011年に青島に富裕層向けの介護施設を開設。2014年同社100%の連結子会社が青島に子会社を設立。中国国内において福祉用品の販売を開始。2016年新華錦グループと合併で山東新華錦長生養老運営有限公司を設立。中国国内においてホーム運営受託・教育事業・設計アドバイスなどのコンサルティング事業を開始。

(注) 2017年3月現在、弊社にて新聞・雑誌、WEB検索等により把握した情報のうち、「介護サービス等の国際展開に関する調査研究事業報告書」(2017年3月、みずほ情報総研株式会社)における公表について事業所の許可が得られたものから示している。

開するケースが多くを占める一方で、自社の海外展開に対する方針を貫きたいとの思いから独資で進出したケースもあ

る。福祉用具・機器の中国進出については、介護サービスよりも早い時期から多くの

事業者が現地法人を設立し製造販売を行っている。ただし、現地のニーズに合った商品提供や、実態に即した流通経

TOPICS 高齢者ケアビジネスの海外展開についての考察

路の確保など、その事業戦略については、弊社が調査を実施した4カ年の間にも試行錯誤を繰り返している(表1)。

日本の高齢者ケアビジネスの海外展開に向けた公的な取組みが動き出す一方で、実際に現地で事業を行う、または検討する事業者は、実に様々な困難・課題に直面し、試行錯誤しながらビジネスを展開している。今後日本全体で高齢者ケアビジネスの海外展開を推し進め、アジア全体の成長へとつなげていくという我が国の構想を実現するうえで、弊社では改めて「日本の高齢者ケアビジネスの海外展開」を整理し、その現状と課題、今後のあり方を検討する必要があると認識した。以下は、4カ年にわたる調査研究のなかで収集した事業者の生の声と現地の情報、有識者のアドバイスをもとに検討した結果である。

TOPICS 進出の意味と意義

まず、日本の高齢者ケアビジネスの海外展開とはどういうことなのか、今一度問い直したい。それはすなわち、以下の2つの挑戦であると言える。

①急速なスピードで変化するアジア成長市場への挑戦・アジア諸国のマーケットはめまぐるしく変化・成長している。

それに伴い、高齢者をとりまく状況や介護の担い手、家族の考え方や利用者のニーズにも大きな変化がみられる。我々は、この「変化の速さ」をいち早く捉え、臨機応変に対応しながら海外展開を進めていく必要がある。

②介護の概念が異なる／希薄な地での価値提供への挑戦…韓国以外の国・地域では介護保険制度を整備しておらず（台湾は整備中、中国では段階的に実施中）、「介護（ケア）」に対する概念自体も医療・看護や家事サービスと未分化で幅広い。高齢者ケアビジネスの海外展開とはすなわち、日本とは異なる「介護（ケア）」の文化をもつ地において、市場に新たな価値を提供しなければならないことを意味している。

さらに、上記のようなチャレンジを経て推し進める海外展開が我が国に何をもたらすのか。進出の意義として、以下の4点を指摘したい。

①急成長するアジアのダイナミズムを踏まえながら進出国で魅力的なサービスを検討するとともに、これまで国内で展開していた事業モデルを見つめ直すことで、新たな成長や気付きの機会をつかむ。
②高齢化に対する課題先進国として、アジアにおける「介護観」の共有やサービス・人材育成・福祉用具等の標準化を通して、アジア諸国の高齢者問題の

解決に寄与する。

③介護サービス事業者の海外展開は福祉用具・機器や人材育成などの国内の関連事業者やアジアの高齢者の生活の幅が広がることによる新たな需要増など産業育成にもつながっていく可能性がある。

④高齢者ケアビジネスの海外展開は国内の高齢者ケアビジネスにおける新たなイノベーション（リバースイノベーション）にもつながる。つまり、海外での試行錯誤の経験から生まれたイノベーションが国内に還流し、新たなサービス開発につながる可能性を孕んでいる。

高齢者ケアビジネスの海外展開を考えるうえで、我々は、これらの「意味」と「意義」を常に心に留めておく必要がある。

TOPICS 高齢者ケアビジネスの海外展開における課題

弊社では、調査研究事業のなかで事業者同士の緩やかな集まり（プラットフォーム会合と呼んだ）や各種セミナー、意見交換会を主催し、のべ450の事業者・団体と出会った。それらの取組みを通じて収集した事業者の声や有識者等の意見から、高齢者ケアビジネスの海外展開における課題を以下のように整理する。なお、図2は、弊社が17年度に実施したプラットフォーム会合（東京

上海、バンコクの3会場）における参加者アンケート結果（高齢者ケアビジネスの海外展開における課題）、図3は、高齢者ケアビジネスの国際展開を考える見取図である。

①日本では2040年頃までは高齢者の人口が増加していくため、それ以降にマーケットが縮小することについて危機感をもつて取り組んでいる事業者は現状では少なく、海外展開に対する動機が興味・関心レベルの事業者も存在する。また、資金やマンパワー不足の事情もあり、中長期的な事業計画に根差した検討が十分に成されていない。

②高齢者ケアに関わる事業者は、海外展開の経験が少なく、海外市場のマーケティングに長けた人材も有していない場合が多い。そのため、海外市場に関する十分なリサーチができていないまま商品やサービス開発を行っている。また、海外でのビジネスそのものに必要な知識やノウハウに乏しく、商機をつかめていない可能性がある。

図2をみると、特に中国でのプラットフォーム会合において「営業活動」を海外展開の課題として挙げる事業者が多い。中国では製品の質の良さよりも価格が優先される傾向が強く、また、安価な模倣品が大量に出回っているため、日本製品の良さを伝えるプロモーション活

動に工夫が求められることや、営業活動には現地でのコネクションが重要ということもその要因であろう。

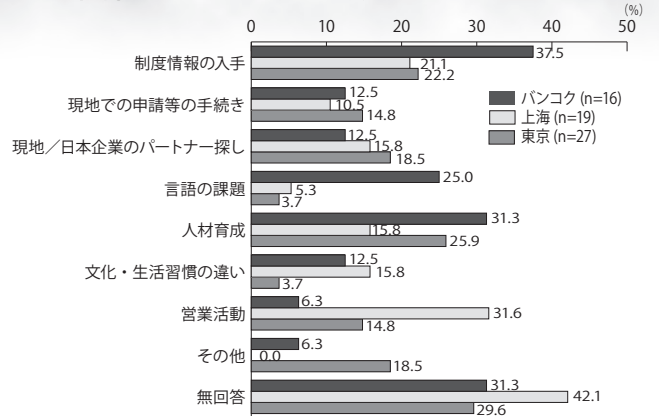
③介護保険制度内のサービスにとらわれない柔軟なサービス・製品の開発やビジネスモデルの確立が不十分である。日本の介護サービス事業者はこれまで介護保険制度内のサービス提供を前提として国内事業を行ってきたが、海外で我が国のように介護保険制度を整備している国は少ない。ケアの定義を制度の範囲内で定義してしまうと、介護保険制度のないアジア諸国との共通理解を図ることは難しい。

④海外において、日本の高齢者ケアに関する概念やコンセプトが十分かつ適切に理解されていない。日本の高齢者ケアは、「自立支援」や「尊厳を守るケア」等の理念に基づき、科学的エビデンスに裏付けられたサービス、商品提供を特徴としているが、それらの理念や意図をアジア諸国で伝えきれていないだけでなく、生活習慣や文化の違いから十分に受け入れられていない場合も存在する。
⑤マーケットシェアを獲得するためには、海外における福祉用具・機器の認可基準への対応やアジアにおける共通規格の作成、介護に関連する制度構築の支援が有効であるが、そのような支援は十分に進んでいない。

⑥アジア諸国では、「介護（ケア）」の概念が浸透していないことや高齢化がそれほど進行していない地域もあり、「高齢者ケアビジネス」単体の市場規模が医療分野等と比較して小さいため、マーケットシェアを獲得してもスケール化（事業拡大）が望めない可能性がある。また、中国の高齢者ケア市場は巨大であるものの、ケアに対する価値観の違いや医療結合の推進等の政策動向も踏まえると、より幅広い目線で市場を捉える必要がある。

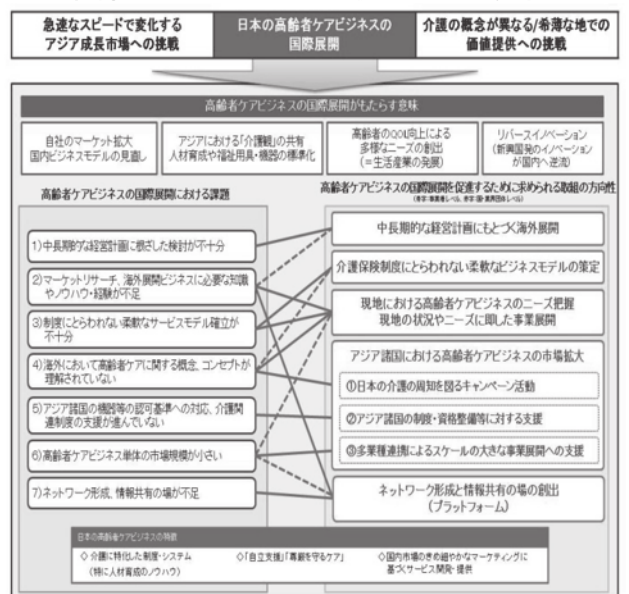
⑦すでに海外展開中、または海外展開を検討する事業者等は、どのような事業者等が海外で事業展開・展開支援をしているのかを把握しておらず、事業者

図2 高齢者ケアビジネスの海外展開における課題



(17年度プラットフォーム会合参加者アンケート結果)

図3 高齢者ケアビジネスの国際展開を考える見取り図



⑥アジア諸国では、「介護（ケア）」の概念が浸透していないことや高齢化がそれほど進行していない地域もあり、「高齢者ケアビジネス」単体の市場規模が医療分野等と比較して小さいため、マーケットシェアを獲得してもスケール化（事業拡大）が望めない可能性がある。また、中国の高齢者ケア市場は巨大であるものの、ケアに対する価値観の違いや医療結合の推進等の政策動向も踏まえると、より幅広い目線で市場を捉える必要がある。

⑦すでに海外展開中、または海外展開を検討する事業者等は、どのような事業者等が海外で事業展開・展開支援をしているのかを把握しておらず、事業者

弊社の調査事業においては、この「現地化」を、①「製品・サービスの価格、流通ルート等の現地マケットへの適応」と②「研究開発機能等、企業としての意思決定の範囲を現地にどこまでゆだねるか、すなわち経営の現地化」の2点から議論を深めてきた。確かに、

我が国の高齢者ケアビジネスの国際展開は、アジア諸国の高齢者ケアビジネス市場の拡大に際し、新たな産業としての発展の可能性を持ちつつも、課題も山積している。課題解決のために必要な着眼点として、「現地化（ローカライゼーション）」をあげた^{注6)}。

したがって今後、国は「進出」支援も重要であるが、進出後も続く息の長い取り組みである「現地化」を支える支援等も必要となるであろう。

(注1) UN, World Population Prospects: The 2015 Revision (https://esa.un.org/unpd/wpp/publications/files/key-findings_wpp_2015.pdf)

(注2) 厚生労働省大臣官房国際課「国際的なActive Aging（活動的な高齢化）における日本の貢献に関する検討会報告書」p.5（14年3月）

(注3) 医療事業と養老事業の融合

(注4) 弊社では、13年度より4カ年にわたって厚生労働省老人保健健康増進等事業として、日本の高齢者ケアビジネスの海外展開に関する調査研究を行った

(注5) 17年3月現在、弊社にて新聞・雑誌、WEB検索等により把握した情報のうち、「介護サービス等の国際展開に関する調査研究事業報告書」（17年3月、みずほ情報総研株式会社）における公表について事業者の許可が得られた数を示している

(注6) 課題を受けての事業者および国の取組の方向性については、みずほ情報総研株式会社HPに公開している「介護サービス等の国際展開に関する調査研究事業報告書」（17年3月、みずほ情報総研株式会社）のp.135以降を参照いただきたい

我が国の高齢者ケアビジネスの国際展開は、アジア諸国の高齢者ケアビジネス市場の拡大に際し、新たな産業としての発展の可能性を持ちつつも、課題も山積している。課題解決のために必要な着眼点として、「現地化（ローカライゼーション）」をあげた^{注6)}。

中国の「一帯一路」構想の現状と日本としての経済交流のあり方について

■篠田邦彦 日中経済協会 北京事務所 所長

2017年5月半ばに北京で「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムが開催された。中国がアジアと欧州等をつなぐ巨大な経済圏構想を打ち出し、各国首脳・閣僚等の参加の下、協力の実現に向けてリーダーシップをとる中、日本としても前向きに関与していく姿勢を示した。今後、日本の官民として具体的にどのような経済交流を進めていくべきか考察することとしたい。

「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムの結果概要

(1) ハイレベルフォーラムの開催概要

2017年5月14、15日に、中国・北京で「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラムが開催された。「一帯一路」は、習近平国家主席が提唱したアジアと欧州等をつなぐ巨大な経済圏構想で、今回のハイレベルフォーラムには、29カ国の首脳を含む130余りの国の代表団が参加して開催された。

1日目の14日には、開幕式、全体会議の後、ハイレベル会議が開催され、①政策交流、②インフラの相互連結、③円滑な貿易、④資金の流通、⑤民心交

流をテーマにして、インフラの連結性、経済・貿易協力、産業投資、エネルギー資源、金融支援、人文交流、環境保護、海洋協力等の重要な分野について意見交換が行われた。また、2日目の15日には、円卓会議(首脳級)が開催され、①より緊密なパートナーシップのための政策シナジー、②共同発展のための連結性協力について議論が行われた。

(2) ハイレベルフォーラムの成果

習近平国家主席は、14日の開幕式での演説で13年の「一帯一路」構想の提唱以来4年間の成果として、①政策交流(ロシア「ユーラシア経済同盟」、ASEAN「連結性マスタープラン」等との

政策協調)、②インフラ連結性(ジャカルタ・バンドン高速鉄道、グアダル港、ピレウス港等)、③貿易円滑化(貿易・投資額の拡大、経済貿易協力区の建設等)、④資金流通(アジアインフラ投資銀行(AIIB)の借款供与、シルクロード基金の投資等)を強調した。また、今後の「一帯一路」建設に当たって、「一帯一路を「平和の道」、「繁栄の道」、「開放の道」、「イノベーションの道」、「文明の道」と位置付け、以下のような様々な支援を約束した。

①資金的支持の拡大
シルクロード基金への1000億元の追加資金の供出、中国国家開発銀行・輸出入銀行による2500億元

1300億元相当の人民元特別融資の用意、AIIB、BRICS 開発銀行、世界銀行およびその他の多くの開発機構との協力。

② 経済貿易パートナー関係の構築

フォーラム期間中に、中国は30余りの国と経済貿易協力協定に調印。

③ 援助の強化

「一帯一路」建設に参加する発展途上国と国際機関に600億元の援助を提供して多くの民生プロジェクトを建設、途上国に対し20億元の緊急食糧援助、南南協力援助基金に対して10億ドルを増資、関連国際機関に10億ドルを提供。

また、15日の円卓会議(首脳級)では、共同プレスリリースを发出するとともに、①政策交流、②インフラの相互連結、③円滑な貿易、④資金の流通、⑤民心交流の5分野で合計76大項目、270以上の項目の具体的な成果をカバーする成果リストを発表した。なお、次回の第2回フォーラムについては2年後の19年に開催することとした。

フォーラムに対する日本や各国の評価

(1) 日本政府の見方

今回のハイレベルフォーラムでは、日

本は、「二帯一路」構想により前向きに
関与していく方向性を示した。安倍総
理から習近平国家主席宛の親書を託
された二階自民党幹事長を団長とす
るハイレベルの代表団を派遣し、政府
からは松村経済産業副大臣等が出席
した。二階幹事長は、ハイレベルフォー
ラムや習近平国家主席との会見で、日
本政府として「二帯一路」構想に積極的
に参画していくことを表明したと伝え
られている。

その後、5月31日に楊潔篪中国國務
委員が安倍総理を表敬した際にも、双
方は、日中関係を共に改善、発展させ
ていくために、今後の様々な国際会議
の機会等を通じて、首脳間の対話を含
めたハイレベル交流を強めていくこと
および実務協力や交流を幅広く進め
ていくことの重要性について一致した。

また、6月5日に行われた第23回国
際交流会議「アジアの未来」の晩餐会
において、安倍総理は、「中国の『二帯一
路』の構想は洋の東西、そしてその間に
ある多様な地域を結び付けるポテン
シャルを持った構想だ」と高く評価しつ
つ、「国際社会の共通の考え方(注：開
放性、透明性、経済性、財政健全性等)
を十分に取り入れることで、『二帯一
路』構想は環太平洋の自由で公正な経
済圏に良質な形で融合していく。そし

て地域と世界の平和と
繁栄に貢献することを
期待している」と述べた。
また、「日本は質の高い
インフラパートナーシッ
プを進めている。インフ
ラは安全で環境に優し
くなければならぬ。日
本の協力は技術が現地
に根付くまでには続く」と
発言し、日本の提唱する

「質の高いインフラ」構
想と、中国の「二帯一路」
構想とを互いに連携さ
せていく可能性について
示唆した。

(2) 日本産業界の見方

こうした状況の中、日
本の産業界関係者も「二帯一路」構想
に関して、より前向きかつ建設的な姿
勢を示しつつある。ハイレベルフォーラ
ムに参加した日本経済団体連合会の
榎原会長は、5月22日の記者会見にお
いて、「(北京で開催された二帯一路国
際協力サミットフォーラムは)大変盛
況であり、大きな盛り上がりを感じら
れた。(中略)日本からは自民党の二階
幹事長が団長として参加し、日本政府
として『二帯一路』に積極的に参加して
いくことを表明した。これは中国だけ



「二帯一路」国際協力ハイレベルフォーラム
分科会にて発言するジャック・マー氏
(国家发展改革委員会国際合作中心提供)

でなく、国
際社会への
重要なメッ
セージにな
つたと思う。
(中略)全
体的には『二
帯一路』構想
に積極的に
参画してい
こうという
方向性が打
ち出された
画期的な会
合であった
と思う」と述
べている。

また、ハイ
レベルフォーラムの前に、在北京の日
系企業関係者の方々から話を聞く機
会を得た。以下の通り、すでに二部の日
系企業は、「二帯一路」構想の対象地域
を含む第三国での市場拡大を視野に
入れ、中国企業との共同事業にも前向
きとの印象を持った。

◆第三国市場での中国企業との付き
合いは、顧客の価格、品質、ファイナ
ンス等に関する要望に従い、①競争す
る、②組む、③下につく、の3つの選択
肢を使い分けており、アジアや欧州で

の発電、鉄道等の分野で②や③の事例
もみられる(メーカー)。

◆「二帯一路」構想が盛り上がりを見せ
る中、鉄鋼やセメントの販路開拓、欧
州との取引拡大、海外での発電事業な
どで商社機能の活用が可能なものに
取り組む、win-winの関係性を構
築したい(商社)。

◆中国の銀行業協会の「二帯一路」の会
議に参加したが、銀行としては、「5つ
のコネクティブティ」のうち、資金面で
のつながりを強化してほしいとの話が
あった。直接の融資、ファンドへの出資、
PPPなど様々な方法がある(銀行)。

◆「二帯一路」沿いの空港建設などイン
フラ整備により、人的交流が拡大し、
中国の空港でも民間航空機の需要が
増えることを期待。中国中西部・内陸
部に生産拠点が移転することにより、
今後、工業生産が拡大し、物流の活性
化が進めば望ましい(運輸)。

(3) 参加各国の発言

14日の開会式、全体会合、インフラ
分科会に参加した当協会の岡本理事
長の報告によれば、予想以上に広範な
諸国から「二帯一路」構想に対して評
価と期待が寄せられたようである。特
に、アジア(中央アジア、南西アジア、東
南アジア)、欧州(特に中東欧、英国)、
中東(トルコ、サウジアラビア)、東アフ

リカ(エチオピア、タンザニア)、さらに太平洋側の南米(チリ、メキシコ)などがハイレベルの代表を派遣し、「二帯一路」構想を高く評価した模様である。具体的には、各国から以下のような点について言及があった。

◆パキスタン・中国ハキスタン経済回廊で道路、鉄道、港湾、電力、工業団地等500億ドル強。当初目標期限前倒してプロジェクトが進行中。

◆アフガニスタン・中国、中央アジアと南西アジア、西アジアとの中継ルートに着目した天然ガス、パイプライン、ガス火力発電、水力発電、送電線。

◆インドネシア・広大な群島国家インフラ建設需要膨大。

◆チリ・コロンビア、ペルー、メキシコ等と共にASEANと太平洋同盟。経済統合を積極的に推進。ブラジルとアンデス山脈越え鉄道を協議。これらを背景にアジアと中南米との架け橋を目指す。

◆サウジアラビア・原油の供給に加え、中国と中東、アフリカとの交流のハブとなるのが目標。

◆英国・中国と同様、自由貿易にコミット。今年1月無錫からロンドンまで7500マイルの鉄道が開通。現在、中国との間で合計1兆ドル強のプロジェクトを実施・交渉中。15年キャメ

ロン首相、経済ミッション訪中以降、急速に経済交流拡大中。

◆チェコ・「二帯一路」構想はマーシャル・プランに匹敵。チェコでも現在、20プロジェクトを実施・交渉中。

◆エチオピア・アフリカの発展途上国にとって中国は格別な存在。何億人も貧困脱却支援。エチオピアでは、ジプチとの鉄道のほか、農業、工業、通信ファイバーによる連結等。

(4) その他各国の見方

米国は4月上旬の米中首脳会議で合意された100日計画のearly harvestの二環として、「二帯一路」構想への支援を事前に発表した。ハイレベルフォーラムのインフラ分科会では、米国のポツインジャー代表(国家安全保障会議アジア上級部長)がスピーチを行い、米国も質の高いインフラの提供に努力するとともに、「二帯一路」構想について透明性の向上、競争入札や米国等外国企業の参加が必要だと強調した。

欧州諸国からは、首脳級でない英国、フランス、ドイツの代表が14日の全体会合でスピーチを行った。基本的には米国と同様に、「二帯一路」構想もたらずインフラ整備などのビジネス機会の拡大に高い関心を示しつつ、欧州諸国としては、投資機会の開放性・無

差別性、環境や社会問題への配慮、調達の透明性等が確保されることを重視しているとの立場であった。

なお、近隣大国の中でインドからは政府関係者が参加しなかったが、これは中国が「二帯一路」構想の中で、中国パキスタン経済回廊の開発を支援しており、その一部がインドとパキスタンの紛争地域を通ることが背景にあるものと思われる。

ハイレベルフォーラム後、筆者が、中国の大学研究者と意見交換の機会を持った際に、「中国として『二帯一路』構想を持続的に発展させていくためには、沿線地域で、支援対象国だけでなく第三国も参加した上でプロジェクトを実現させ、win-winの協力を構築していく必要がある」というコメントがとても印象深かった。次回、2年後のハイレベルフォーラムの開催までに、「二帯一路」構想がどのような進展を見せるのか注視していきたい。

日本としての経済交流のあり方

今回のハイレベルフォーラムを契機に、日本として、「二帯一路」構想に対してより前向きに関与するという方向性を示す中、ここでは、「二帯一路」構想を巡る日中間の具体的な経済交流の

あり方について述べてみたい。その際、中国側から提唱された「5つのコネクティビティ」(政策、インフラ、貿易、金融、人対人)に沿って、どのような取り組みがすでに実施されているのか、また、今後さらに展開されるべきか論じたい。

(1) 政策

「二帯一路」構想では、ロシアの「ユーラシア経済同盟」、ASEANの「連結性マスタープラン」など他の国・地域が主導する様々な広域開発協力の枠組との政策協調が謳われている。日本も、特に東アジア地域での協力枠組みという点からは、ASEANを対象とする「ASEAN連結性マスタープラン」やASEANに北東アジア、南アジアを含めた「アジア総合開発計画」の策定への支援を行い、東アジアサミット等の場で報告してきた。

今後、日中両国政府の対話の場で、「二帯一路」構想と、こうした東アジア地域の協力枠組みとの間の相互理解を増進し、政策協調を進めるため、協力内容に関する情報共有や、対象地域・分野での連携・棲み分けの検討を行ってはどうかと考える。また、中国の現地ベースでも、中国日本商会が国家発展改革委員会や、商務部等関係当局との情報共有を行う「二帯一路」連結協

議会を設置する予定である。

(2) インフラ

中国が「一带一路」構想を主導する中、日本としても「質の高いインフラ」の実現に向けて努力している。両者の間で連携を深め、シナジーを発揮していけば、インフラ整備を通じて地域の連結性を高め、産業を集積させ、広大なユーラシア経済圏の構築に資することが可能になるものと考えられる。日中両国間でプロジェクトの実施状況、質の高いインフラ開発に関する規律のあり方等について意見交換を進めていくべきである。

また、国家発展改革委員会、商務部、中国国際貿易促進委員会等の協力により、日本の先進的なインフラ機器・サービスを中国の官民関係者に提案するセミナーや、日中企業間の中国・第三国での具体的な協力案件のマッチングを行う商談会を実施することも一案である。

実際、在北京の日系企業にヒアリングを行った際に、以下のような分野で具体的な第三国市場協力のプロジェクトが進展しているとの紹介があった。

- ◆石油・天然ガス、鉄鉱石、鉱物資源等の共同調達
- ◆火力・水力発電、化学・素材等のプラント建設

◆中国と第三国を結ぶ日系物流サービス

◆製造業のサプライチェーン構築(自動車・部品)

◆医療・健康等サービス産業の海外進出

(3) 貿易

東アジア地域での貿易の拡大のためには、日中両国が参加する東アジア地域包括的経済連携(RCEP)と中日韓FTAの交渉を加速化し、できるだけ包括的かつレベルの高いFTAを目指すべきである。物品・サービス貿易や投資といった柱となる分野の自由化・ルール整備に加え、中小企業のバリエーション参画を促進する、電子商取引、通関円滑化、知的財産など貿易促進型のルールの実現が重要である。

また、「一带一路」構想の中で、中国企業は多くの国で経済貿易協力区を建設しているが、日系企業が東アジア諸国で建設してきた多くの工業団地も含めて、両国企業の入居を促進するような取組みを進めるべきである。さらに、中国企業が強みを持つ電子商取引などのIT・サービス分野での日中企業間のビジネスマッチングなどの協力を促進していくことも望まれる。

(4) 金融

アジアの膨大なインフラ需要に対応するためには、国際開発金融機関や各国の公的金融機関が投資や融資を行うだけでなく、民間金融機関、グローバル、年金基金、生命保険等の民間資金を動員することが必要である。

15年のA I I Bの設立後、すでにアジア開発銀行(ADB)との間で、パキスタン(水力発電、高速道路)、インド(送電線)、ミャンマー(火力発電)、インドネシア(都市開発)等の案件での協調融資が進められている。日中両国間では、日本の国際協力銀行と中国の輸出入銀行、国家開発銀行との間では協力覚書が締結され、日本企業の中国および第三国での新規ビジネス機会の拡大を支援している。また、日本貿易保険は、中国輸出信用保険会社との間で、中国進出日系企業による第三国輸出等を貿易保険によりサポートするため、再保険、債権回収等を中心とした協力覚書を締結している。

今回のハイレベルフォーラムの直前に中国が提唱するアジア金融協力協会が北京で立ち上げられ、中国の金融機関に加え、日本を含むアジアや欧米諸国の銀行・保険会社に参加した。今後、民間金融機関の間での協力についても議論されていくものと思われる。

(5) 人対人

人と人との交流については、当協会が日本経済団体連合会や日本商工会議所と合同で、毎年訪中団を派遣し、日本の産業界から中国の国家指導者や政府高官に対して、アジアの第三国市場での協力などの働きかけをしている。また、毎年開催されている日中省エネルギー・環境総合フォーラムでは、省エネ・環境分野における中国での協力案件に加え、第三国での協力案件の推進などの実績もある。

中国の現地ベースでは、中国日本商會として、北東アジア博、国際シルクロード博、中ASEAN国際博、西部博、南部博など、「一带一路」構想に関連した様々な地方博覧会への参加や、「一带一路」構想に密接に関連した地方・近隣諸国への視察ミッション派遣などを行うことが考えられる。



〈参考文献〉

◆「安倍首相 自由貿易の分水嶺 平和と繁栄の礎に」17年6月6日、日本経済新聞電子版

◆「記者会見における榎原会長発言要旨」17年5月22日、日本経済団体連合会

◆「一带一路国際協力フォーラムに参加し」17年5月16日、日中経済協会(JCEA)理事長レター

長江経済ベルト発展戦略分析

■ 周 牧之 東京経済大学経済学部教授

長江経済ベルトは「一带一路」、「京津冀(北京市、天津市、河北省)一体化」と同様に、近年中国で最も重要な国家戦略の一つである。中国の東部、中部、西部を貫く長江経済ベルトは、中国経済の「背骨」であり、沿海地域から内陸部までの開発を連動させる役割が大きく期待されている。

長江経済ベルトとは、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省、重慶市、四川省、貴州省、雲南省の9省と2直轄市をカバーし、長江流域に位置する巨大な経済エリアである。総面積はおよそ205万平方キロで、中国全土の約21%を占める。同ベルト内の地級市以上の都市^{注1}数は110都市あり、中国全土の地級市以上の295都市のうち4割弱を占めている。長江経済ベルトでは2015年の常住人口は5億4000万人、域内総生産は30兆3000億元に達し、前者は全国の42.1%、後者は同42.2%を占めるに至っている。

長江経済ベルトの概要とメガロポリス政策

中国国務院は14年9月25日、「長江黄金水道による長江経済ベルト発展に関する指導意見」および「長江経済ベルト総合立体交通回廊計画(2014~20)」を発表した。また、16年3月25日には中国共産党中央政治局が「長江経済ベルト発展計画要綱」を審議・採択し、同年9月、中国国家発展改革委員会地区経済司が「長江経済ベルト発展計画要綱」を正式に配布した。(図1)

「長江経済ベルト発展計画要綱」では、その発展の重要任務を、新型都市化の推進とする。また発展のフレームワークを、長江黄金水道という二つの

軸と、長江デルタ、成渝(成都市と重慶市)、長江中游(中流)の三つのメガロポリスから成る「三つの極」と定めた。

現在、中国では都市化を経済社会発展の要に据え、メガロポリスを都市化の基本形態としている。長江経済ベルト発展計画はまさにメガロポリス化を中心に、都市構造と産業構造の質的な向上を促す政策である。

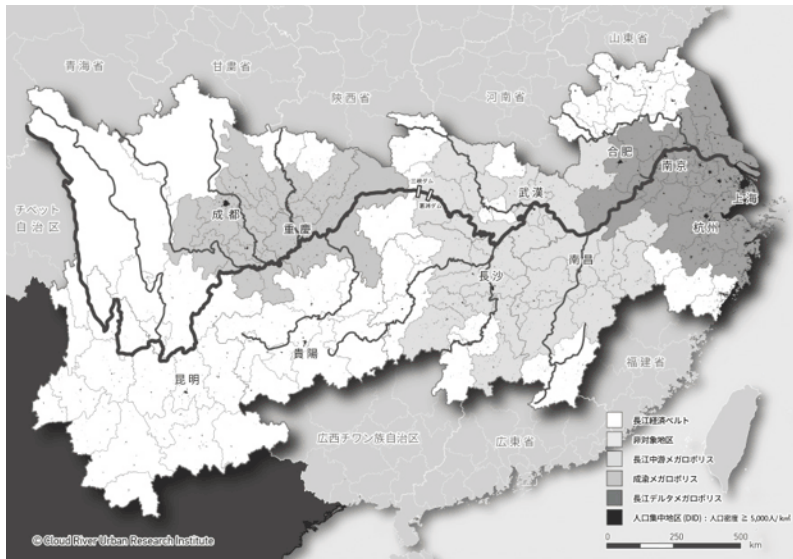
中国は建国以来、人口移動を制限する「アンチ都市化」政策をとってきた。アンチ都市化からメガロポリス化への政策大転換には、日本と中国の政策研究における協力事業が大きな役割を果たした。1999年から02年までの3年間、日本の国際協力事業団(JICA)は中国国家発展計画委

員会と共同で中国の都市化政策に関する開

発調査を実施した。調査の責任者を務めた筆者は、中国の国土のあり方について、産業と人口を集中し集約すべきであるとの観点から「メガロポリス構

想」を打ち出し、中国政府に提案した。この提案を踏まえて調査団は、01年9月に中国国家発展計画委員会、チャイナ・デイリー社、中国市長協会と共同で「中国都市化フォー

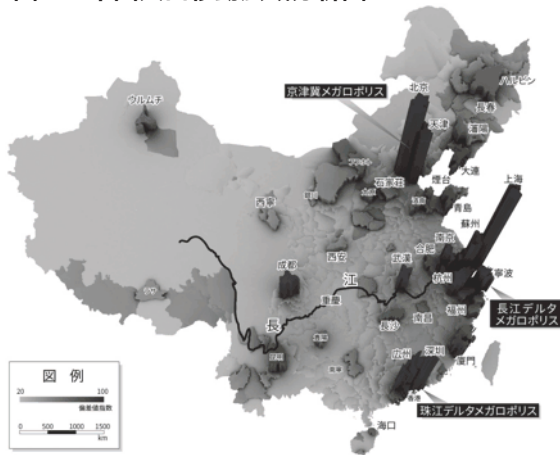
図1 長江経済ベルト概念図



(注) 人口集中地区 (DID) : 人口密度 ≥ 5,000 人 / 平方キロ。(出所) 雲河都市研究院作成

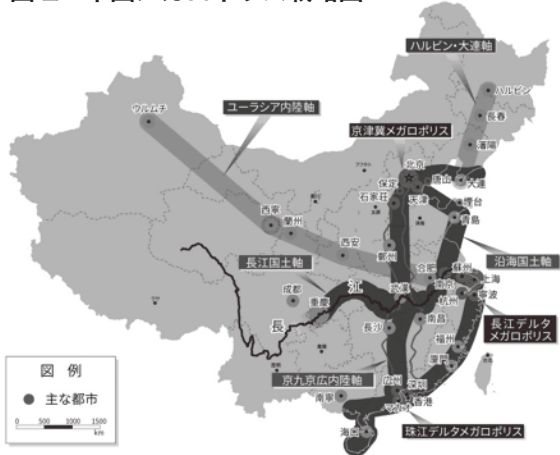
ラム・メガロポリス戦略」を開催し、メガロポリス政策を提唱、中国でのメガロポリスに関する政策議論を一気に進めた。さらに同調査研究の最終報告書を『城市化・中国現代化的主旋律 (Urbanization: Theme of China's Modernization)』として中国国内の一般向け刊行物として出版した。こうした努力が功を奏し、都市化、そしてメガロポリスに関する議論は、その後中国で最もホットな政策議論となった。中国政府は、それまでの大都市抑制

図3 中国人口移動広域分析図



(出所) 周牧之・徐林主編、中国国家發展和改革委員会發展計画司・雲河都市研究院『中国城市総合發展指標 2016』(民人出版社、2016年)

図2 中国メガロポリス戦略図



(出所) 周牧之主編、中国国家發展計画委員会地区經濟司・日本国際協力事業団『城市化：中国現代化の主旋律 (Urbanization: Theme of China's Modernization)』(湖南人民出版社、2001年、中国語・英語対訳版)

政策を改め、特に第11次五カ年計画において、メガロポリス戦略を政策的に打ち出した。この政策転換があったからこそ、今日の中国のメガロポリスの

の根幹となる「二つの軸」と「三つの極」の原型として読み取れる。さらに同戦

略図と現在の中国の人口移動状況を表した分析図(図3)とを比べると、外

大発展があるといっても過言ではない。

メガロポリス政策を受けて従来抑制されていた都市化のエネルギーが大噴出し、世界経済低迷の中にあつて中国は大成した。特に上海市・

江蘇省・浙江省を中心とする長江デルタ、広東省を中心とする珠江デルタ、北京市・天津市・河北省を中心とする京津冀の三地域では、いま巨大なメガロポリスが形成されて

いる。三大メガロポリスは15年、中国のGDPの36・4%、輸出の66・6%を稼ぎ出し、成長センターとして中国経済の高度成長を牽引している。

上記『城市化：中国現代化的主旋律』で示した中国メガロポリス戦略図(図2)に照らしてみると、戦略図上のメガロポリスおよび長江国土軸は、まさしく現在の「長江経済ベルト發展計画要綱」

部人口を大規模に受け入れているエリアがまさしく珠江デルタ、長江デルタ、京津冀の三大メガロポリスであることが明白である。当時提唱したメガロポリス構想が、15年後の今日、まさしく現実となっている。

中国都市総合發展指標で見た長江経済ベルト

雲河都市研究院は、筆者を開發責任者として、中国国家發展改革委員会發展計画司の協力で「中国都市総合發展指標(China Integrated City Index)以下CICI」^{注3)}を開発、中国の都市化を計るパラメータともなる同指標は16年末、人民出版社から正式に出版された^{注4)}。同指標は中国すべての地級市以上の295都市^{注4)}を網羅している。各都市の環境、社会、経済に関連する数々の指標を用いて都市の状況を様々な角度から可視化し、分析、評価するシステムを、中国で初めて確立した。

本論の後半は、CICIを利用し、長江経済ベルトの現状と課題を分析する。

(1) エンジンとしての長江デルタメガロポリス

CICI 2016の全国都市総合ランキングにおいて、上海の成績は抜群で北京に次ぐ第2位であった。ま

た、上位20位以内に上海を含め、蘇州市(第6位)、杭州市(第7位)、重慶市(第8位)、南京市(第9位)、武漢市(第10位)、成都市(第11位)、寧波市(第12位)、無錫市(第15位)、長沙市(第18位)の10都市がランキングし、長江経済ベルトには強力な拠点都市が存在していることを示している。

国を挙げて工業化を進めている中国では、ほとんどの都市が経済振興の最も重要な手段として工業の發展を挙げており、中国の輸出工業は長江経済ベルトに最も集中している。長江経済ベルトが中国全土に占める工業總生産額、貨物輸出額の割合はそれぞれ42・8%と51・2%に達している。

長江経済ベルトの各メガロポリスのパフォーマンス(表1)からすると、全国工業生産總額における割合は長江デルタが21・5%、長江中游は11・4%、成渝は5・1%で、長江デルタメガロポリスの圧倒的な強さが読み取れる。貨物輸出額で見るとその強さがさらに最たるものであることが確認できる。メガロポリスが全国の貨物輸出總額に占める割合は40%に達している。長江中游と成渝の二つのメガロポリスに占める割合は、4・7%と4・2%にとどまっている。

外資利用額、特許取得件数、上場企

業数において長江経済ベルトが全国に占める割合はそれぞれ48・1%、54・2%、44・0%である。特に長江デルタメガロポリスが全国に占める割合はそれぞれ24・2%、35・9%、28・7%に達している。

(2) 大規模なインフラ整備

こうした活発な産業活動の展開を支えてきたのは同ベルト地域の優れた輸送条件である。

15年の世界におけるコンテナ港上位10位のうち、7つを中国が占めている。そのうち、第1位の上海と第6位の寧波・舟山は長江経済ベルトに属している。さらにCICI2016の「コンテナ港利便性」指標の上位30都市中、長江経済ベルトは14都市をも占めている。具体的には、上海市(第1位)、舟山市(第4位)、寧波市(第8位)、蘇州市(第13位)、嘉興市(第14位)、南通市(第15位)、無錫市(第17位)、湖州市(第19位)、常州市(第21位)、紹興市(第22位)、杭州市(第23位)、連雲港市(第24位)、南京市(第27位)、泰州市(第28位)であり、長江経済ベルトは中国におけるコンテナ輸送条件で優れた地域であることを示している。

水運貨物取扱量で見ると、長江経済ベルトは全国の66・7%をも占めている。各メガロポリスの内訳は長江デル

タが41・3%、長江中游が20・3%、成渝が3・8%となっている(表2)。

長江経済ベルトは現在74の民間旅客輸送用空港を有しており、特に上海浦東国際空港は15年の乗降客数、貨物郵便取扱量が中国全土でそれぞれ第2位と第1位の空港であり、フライト数でもアジア第4位の国際ハブ空港である。

CICI2016の「空港利便性」指標の上位30都市中、長江経済ベルトは9都市を含んでいる。具体的には上海市(第1位)、成都市(第5位)、昆明市(第8位)、貴陽市(第9位)、杭州市(第12位)、重慶市(第16位)、武漢市(第25位)、紹興市(第26位)、長沙市(第27位)であり、長江経済ベルトは中国の航空輸送において最も利便性が高い地域である。

空港乗降客数では、15年における長江経済ベルトを構成する各メガロポリスが全国に占める割合は、それぞれ長江デルタが19・3%、長江中游が6・4%、成渝が8・9%で、長江経済ベルト全体が中国全土に占める割合は42・0%に達している。

15年の郵便貨物取扱量ランキングでは、長江経済ベルトの中国全土に占める割合は46・5%にも達している。長江経済ベルトを構成する各メガロポリ

スが全国に占める割合は、長江デルタが33・8%、長江

中游が2・8%、成渝が6・4%となっており、「世界の工場」である長江デルタメガロポリスの圧倒的なシェアが確認できる。

大型空港や港を有する長江経済ベルトと国内外との交流・交易のビジネス環境は、航空・内陸河川航路、高速道路・高速鉄道ネットワークが高度に結びつくことにより分業化され、巨大な産業集積の有機体を形成している。長江経済ベルト発展政策でこうした広域インフラがさらに強化され、同経済ベルトの内外とのリンクージュがより強固なものとなっていくだろう。

(3) 巨大都市の膨張

表1 長江経済ベルト三メガロポリス・経済指標比較 (全国比、2015年)

メガロポリス	域内総生産額	工業総生産額	貨物輸出額	外資利用額(実行ベース)	特許取得件数	上場企業数
長江デルタ	18.9%	21.5%	40.0%	24.2%	35.9%	28.7%
長江中游	11.3%	11.4%	4.7%	13.6%	8.6%	8.7%
成渝	6.1%	5.1%	4.2%	7.3%	4.7%	5.0%
長江経済ベルト	42.2%	42.8%	51.2%	48.1%	54.2%	44.0%

(出所) CICI2016より雲河都市研究院作成

表2 長江経済ベルト三メガロポリス・インフラ指標比較 (全国比、2015年)

メガロポリス	空港乗降客数	空港貨物郵便取扱量	鉄道乗降客数	鉄道貨物取扱量	水運乗降客数	水運貨物取扱量
長江デルタ	19.3%	33.8%	17.3%	1.9%	27.8%	41.3%
長江中游	6.4%	2.8%	15.8%	7.3%	6.7%	20.3%
成渝	8.9%	6.4%	4.9%	2.1%	13.9%	3.8%
長江経済ベルト	42.0%	46.5%	43.9%	19.0%	58.7%	66.7%

(出所) 表1に同じ

表3 長江経済ベルト三メガロポリス・人口指標比較 (全国比、2015年)

メガロポリス	常住人口	DID人口	DID人口率	流入・流出人口
長江デルタ	11.7%	16.7%	39.0%	2,190万人
長江中游	12.1%	10.4%	27.4%	△847万人
成渝	7.6%	5.8%	19.8%	△1,178万人
長江経済ベルト	42.1%	41.2%	29.0%	△1,611万人

(出所) 表1に同じ

長江経済ベルトの地級市以上110都市のうち、常住人口が1000万人を超えるメガシティは5都市もある。具体的には、重慶市が3017万人、上海市が2415万人、成都市が1443万人、蘇州市が1062万人、武漢市が1061万人であり、さらに500万人(1000万人クラス)の特大都市は34都市にのぼる。長江経済ベルトの常

住人口規模の総計は5億4000万人にのぼり、全国の人口の42.1%を占める(表3)。

中国では人口の都市化率や都市化エリアにおける人口密度的な定義に明確なものがない。それに鑑み、CICIでは人口密度5000人/平方キロ以上の地域を「人口集中地：Densely Inhabited District」^{注1}と定め、その地域に属する人口を「DID人口」として定義し、分析を行っている。

現在の中国全土のDID人口比率はまだわずか31.6%である。三大メガロポリスを見ると、同比率が最高水準の珠江デルタは61.1%であり、長江デルタは39.0%、京津冀は28.7%である。

CICIの分析によると、長江経済ベルトのDID総人口は1億7300万人であり、全国DID人口の41.2%を占め、中国最大の都市人口群体となっている。しかし、同ベルト全体のDID人口比率は29%と全国平均より低く、さらに内部の110都市の都市化における格差が大きい。上海市のDID人口比率は79.3%を達成しているものの、同比率で最低の眉山市はわずか5.6%である。都市化のプロセスにおいて現在、人口が各地域内の中心的な大都市に流

れていくと同時に、地域外大都市、特に沿海部のメガロポリスに移動していることが顕著になってきている。それによつて大都市の膨張がさらに続くであろう。

CICI2016の常住人口と户籍人口の比較分析によれば、15年の「流入人口(户籍人口を超える常住人口数)」の上位30都市中、13都市が長江経済ベルトに属する都市である。同ベルト内各メガロポリスのパフォーマンスからすると、長江デルタは2190万人を受け入れている。一方、長江中游から847万人、成渝から1178万人が流出している。

(4) 厳しい環境問題への挑戦

CICI2016の全国の都市における環境分野ランキングにおいて、上位20都市には、上海市(第5位)、麗江市(第9位)、臨滄市(第15位)、普洱市(第17位)、蘇州市(第20位)の長江経済ベルトの5都市がランクインしている。

現在、急速な工業化と都市化が中国で重大な環境危機を引き起こしており、産業、生活、移動による汚染(大気、水質、土壌)、生物多様性の喪失、ごみによる都市の包囲など、都市やその周辺の生態環境にかつてない破壊をもたらしている。

特に中国の都市では水不足が深刻な問題となっている。長江経済ベルトも例外ではない。国連の1人当たりの水資源の定義に従えば、15年、長江経済ベルトには7都市が極度の水不足、23都市が重度の水不足に陥っている。同ベルトでは、著しい水問題に悩まされる都市が3分の1弱に達している。

大気汚染も見逃せない大問題である。CICIによるPM2.5の年間平均値を分析すると、15年長江経済ベルトの年間平均値は全国平均値をやや下回っているものの、長江経済ベルトを構成する中心的な12都市のうち6都市が、全国平均値を大きく上回っている。PM2.5の年間平均値におけるその6都市の全国259都市の順位は各々南京市が第173位、重慶市が第203位、長沙市が第205位、武漢市が第220位、合肥市が第221位、成都市が第236位である。ちなみに長江経済ベルトのPM2.5の年間平均値は東京都の同平均値の3倍近くとなっている。

長江経済ベルトは都市化を進展させつつ、工場経済から都市経済への移行を加速する。そのためには、サービス型経済の発展と、都市生活の質の向上や経済活動の効率化が欠かせない。都市マネジメントレベルやインフラレベル

のアップデートを図り、高密度大規模都市社会の構築を模索しなければならない。特に低炭素・節水などの生態環境重視の発展を遂げることが、至上命題であろう。

(本論文では雲河都市研究院の栗本賢一、数野純哉両氏がデータ整理と図表作成に携わった)

注1：中国の都市は直轄市、省会省都所在都市、計画単列市、地級市そして県級市に分かれる

注2：『中国都市総合発展指標』は、簡潔な三・三・三構想から成る。環境、経済、社会の三大項目が、それぞれ三つの中項目で構成され、九つの中項目指標がさらにそれぞれ三つの小項目で構成されている

注3：周牧之・徐林主編、中国国家発展改革委員会発展計画司・雲河都市研究院『中国都市総合発展指標2016』(人民出版社、16年)

注4：『中国都市総合発展指標』は、すべての直轄市、省会都市、計画単列市、地級市を網羅する

注5：日本ではDIDは4000人/平方キロ以上の連続的なエリアと定め、これを都市化エリアとみなしている。CICIでは衛星データなどの解析の都合上、DIDを5000人/平方キロ以上の地域とし、その連続性にはとらわれない

北京・天津・河北一体化発展戦略 と雄安新区

■十川美香 日中経済協会理事・企画担当

2017年4月1日、中国では、深圳経済特区、浦東新区と並ぶ新しい特区「雄安新区」(図1)の設立が発表された。深圳は鄧小平氏、浦東は江澤民氏により推進され、今回の雄安は習近平国家主席のイニシアチブによる国家プロジェクトであるということ、内外の注目を集めている。

その発表直後の4月下旬、当協会は、「北京・天津・河北一体化発展(京津冀協同発展)」の深化に向けて日本の東京の非首都機能等分散、国家戦略特区、超スマート社会「Society 5.0」の経験や手法を学びたいとする中国側の要請に基づき、河北省発展改革委員会の組織した「河北省イノベーション訪問団」を経済産業省、国土交通省、内閣府、外務省、つくば市および日本を代表する企業等の協力を得て受け入れ、訪日に際しての交流セミナーでは、訪日団長・党曉龍河北省発展改革委員会副主任から「京津冀協同発展」戦略における「雄安新区」の位置付け等についての紹介を受けることができた。以下では、この概要を取りまとめるとともに、公開情報をレビューし、「三大地域発展戦略」の1つである「京津冀協同発展」戦略とそのなかの雄安新区の意味を展望する。

「京津冀協同発展」戦略の最重要課題

「京津冀協同発展」が国家戦略に位置付けられたのは14年2月に習近平総書記が主催した座談会においてとされる。

その後これを受けて15年4月に「京津冀協同発展规划纲要」、16年2月には「13・5京津冀国民経済社会発展规划纲要」が決定され、同年3月全人代で採択された第13次五カ年計画(13・5計画)要綱にも「京津冀協同発展」が提起された。

13・5計画要綱に提起された本戦略の内容は、おおむね表1の通りである。その最重要課題は、北京の人口膨張、大気汚染、交通渋滞、不動産価格の高騰等の根

本原因である「北京の非首都機能の過度の集中」の解消にあり、20年までに北京の常住人口は2300万人以内とすることが目標とされている。

14年2月の国家戦略化から3年間の取組みの推移を振り返ると、北京市の常住人口は14年末段階で2151万6000人、前年比の人口増加率は1.74%であり、その伸びが目標達成は不可能であったが、15年の伸び率は0.9%、16年は0.1%まで下落してきた。この状態を持続すれば、人口目標の達成は可能とも言えるが、「北京の非首都機能の過度の集中」の抜本的な解消には至っていない。その抜本的な解消策と

して、雄安新区の設置が考案された。訪日した党曉龍河北省発展改革委員会副主任は、次のように説明している。

国家千年の大計「雄安新区」とは

雄安新区の設置は、中国の全面的改革を深化させ、北京のいわゆる「大都市病」を解決するために、非首都機能を積極的かつ安定的に分散化させるという、重要な歴史的な戦略的選択として中央政府により決定された。それは全国的な意義を有し、国家「千年の大計」である。

人口膨張分野

北京の人口膨張で特に混雑を極めてい

図1 雄安新区
◆北京市、天津市、保定市の中心地区に位置し、雄県、容城、安新の3県および周辺部分に相当
◆第1期100km²、第2期200km²、最終2,000km²
◆計画人口：250万人



(出所) 中国の報道および訪日団の紹介による

る領域は、企業活動に加えて、2つ挙げられるという。1つは病院の患者数の多さ、もう1つは学生数の多さである。大学は無限に拡大し、病院も絶えずベッドを増やし続けている。既存の大学や優れた病院などを適切に北京の外に移転させ、北京への集中を緩和する考えである。

2つの衛星都市

具体的には北京の周辺に2つの衛星都市を建設しようとしている。1つは、北京の「東大門」である「通州区」に北京の副都心をつくる。2つ目は「南大門」として保定地域の白洋淀周辺にこの「雄安新区」を建設するというものである。これは、大都市をこれ以上拡張させずに、外に出すことにより健全に発展させる有効な方法であり、中央政府は、通州と雄安に衛星都市を連綿の計画を提起した。将来の雄安新区は、北京と通州と二体となって、国際的な科学技術イノベーションセンターを形成することになる。

白洋淀自然保護区

表1 2020年に向けた京津冀協同発展の推進

(1) 北京の非首都機能の計画的な分散：北京の非首都機能の分散を積極的かつ穏当に推進し、中心市街区の人口密度を引き下げる。エネルギー多消費・水多消費企業、地域性物流基地、専門市場、一部の教育・医療機関、トレーニング機構、一部の行政事務機関、企業の総本部等を重点的に移転。北京市行政のハイレベルの副都心を建設、集中的な受入れ地と小センターを計画的に建設。

(2) 空間配置と機能的な位置づけの最適化：「一核（北京）二都市（北京天津）三軸（北京～天津、北京～唐山、北京～石家荘）四地区（張家口・承德生態功能区、新空港臨空経済合作区、濱海・中関村科技园、曹妃甸協同發展展示範区）多地点」の空間的配置、産業配置適正化により、京津冀協同イノベーション共同体の建設を推進。北京は、知識・サービス・環境配慮型経済の重点的發展で、高度先端型産業構造の構築促進。天津は、先進的製造業、戦略性新興産業、近代的サービス業の發展優先で先進的 R&D 基地、金融イノベーション運営モデル地区を建設。河北は、北京の非首都機能の移転と北京・天津の科学的成果の展開先となり、全国的近代商業物流重要基地、新型工業化基地、産業構造転換高度化試験区の重点建設等。

(3) 一体化した近代交通ネットワーク構築：効率的軌道交通網建設、客車専用鉄道線を全地級（2級行政都市）以上の都市に普及。高速道路網整備、分業協力港湾群構築、港湾貨物集散輸送システム整備、総合的海事管理監督の新モデル構築。国際的な一流航空ハブ建設、航空輸送協力システム構築等。

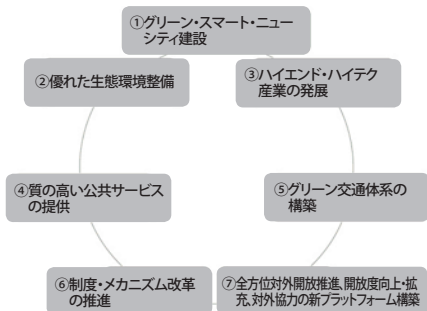
(4) 環境容量と生態空間の拡大：地域生態環境観測ネットワーク、アラームシステム、協調連動システム構築、地域の汚染物排出総量削減。大気汚染の共同防止体制強化、大気汚染防止重点地区の都市ガス化事業実施等で PM2.5 の濃度を 25% 以上低減。水道用水源地保護強化、河川、湖水、海域汚染管理の合同実施。生態保護レッドライン設定。北京・天津保定地区での営林や白洋淀、衡水湖等の湖水湿地回復強化等。

(5) 公共サービス共同建設・共同享受推進：人的資源共有化とサービスプラットフォーム構築で地域間労働需要と人材政策を連結。教育資源配置を適正化し、大学の学科共同設置、資源共有、職業教育の総合的發展推進。域内双方向の交代診察、検査結果の相互認証制度構築、医療協力試行サポート。養老保険の確実な連携実現、社会保険の共同發展推進等。

参考データ		2013年	2014年	2015年	2016年	2020年目標・見通し
北京市	人口(万人)	2,115	2,152	2,171	2,173	< 2,300
	都市(常住)人口比率(%)	86.30	86.40	86.50	86.50	
	PM2.5年平均濃度(mg/m ³)	90	86	80.6	73	国の要求達成
	1人当たりGRP(元)	93,213	99,995	106,284	114,590	平均成長率 6.5%
	GRP(億元)	19,501	21,331	22,969	24,899	
	第3次産業比率(%)	76.90	77.90	79.80	80.30	サービス業の GDP 比 > 80%
天津市	人口(万人)	1,472	1,517	1,547	1,562	< 1,800
	都市(常住)人口比率(%)					84
	PM2.5年平均濃度(mg/m ³)	96	83	70	69	年平均濃度低下 2.5%
	1人当たりGRP(元)	97,609	103,655	106,908	114,494	
	GRP(億元)	14,370	15,722	16,538	17,885	平均成長率 8.5%
	第3次産業比率(%)	48.10	49.30	52.00	54.00	サービス業の GDP 比 > 55% (生産性サービス業 > 40%)
河北省	人口(万人)	7,333	7,384	7,425	7,470	
	都市(常住)人口比率(%)	48.12	49.33			60%前後(都市戸籍人口比率は40%前後) 農村貧困脱却 310万人
	PM2.5年平均濃度(mg/m ³)	109	95	77	70	国の要求達成
	1人当たりGRP(元)	38,597	39,846	40,255	42,607	
	GRP(億元)	28,301	29,421	29,806	31,828	平均成長率 7% 前後
	第3次産業比率(%)	35.50	37.20	40.20	41.70	サービス業の GDP 比 = 45% 前後
R&D支出の GDP 比(%)	1.00	1.10	1.14	1.26	2.50	

(出所) 各年の各省市統計公報等政府発表データ、各省市 13・5 計画要綱、関連報道による

図2 雄安新区の初歩的な主要任務



(出所) 河北省イノベーション發展訪日団の紹介による

第一に、グローバルな視野で計画をたて、国際基準を導入し、中国の特色を活かした、高いレベルの位置付けとすること。第二に、生態環境の優先、綠色發展、白洋淀全体の保護を新区の環境管理のなかに盛り込むこと。第三に、人を中心(原文は「以人為本」とし、生活環境の改善、民生の保障を重視すること。第四に、中華民族の優れた伝統文化を高揚させ、歴史的な財産を継承していくこと。

備がなされているが、その他の地新景、蓉城は、一定程度の城鎮整備がある。現在の当該地域の雄県、安新景、蓉城は、一定程度の城鎮整備がなされているが、その他の地資源にも恵まれている。第四は發展の可能性の高さである。現在の当該地域の雄県、安新景、蓉城は、一定程度の城鎮整備がなされているが、その他の地資源にも恵まれている。

また、これらを実現するプロセスにおいては、以下の4点が必要と考えられている。第一に、グローバルな視野で計画をたて、国際基準を導入し、中国の特色を活かした、高いレベルの位置付けとすること。第二に、生態環境の優先、綠色發展、白洋淀全体の保護を新区の環境管理のなかに盛り込むこと。第三に、人を中心(原文は「以人為本」とし、生活環境の改善、民生の保障を重視すること。第四に、中華民族の優れた伝統文化を高揚させ、歴史的な財産を継承していくこと。

雄安新区の優位性

では、なぜ雄安という場所が選択されたのだろうか。それは、大所高所からの検討の結果であるとして、以下の四つの背景が説明された。

第一は地理的優位性である。北京および天津から約105キロ、石家荘から約145キロ、保定から約35キロという適切な距離にある。第二に交通の利便性である。3本の高速道路、3本の高速鉄道等の軌道交通が

敷設され、北京の第二新空港との間は約50キロと非常に便利であり、開発が完了すれば、北京と天津との間で30分生活圏が形成される。第三に生態系の優位性である。華北地域最大の淡水湖「白洋淀」があり、森林、湿地などの自然環境が豊かである。今後「白洋淀」水系9本を整備し、その水系に連なる天津の海河の洪水防止機能が向上する。また、シベリアから中国東北地方に連なる渡り鳥の生息地としての自然資源も豊富である。さらに、地熱等クリーン・エネルギー資源にも恵まれている。

開発コンセプトとその実現プロセス

雄安新区の開発コンセプト(原文は「定位」としては以下の4つとされ、主な任務役割)は初歩的に7つとされている(図2の通り)。

第一に、「綠色・生態・居住快適」ニューシティとすること(①、②)。第二に、地域發展のイノベーションを牽引すること(③、④)。第三に、周辺地域の協調的發展を促すモデル地域とすること(⑤、⑥)。第四に、開放的な發展の先行地域とすること(⑦)。

スケジュール上は、2段階のターゲットが想定されている。

第1ターゲットは20年までに、初歩的な全体像を形成し、雄安新区全体のハブを構成する交通ネットワーク、第1期計画区のインフラ整備、産業配置のフレームワークを形作る。第2ターゲットは30年までに、緑色化・低炭素化・情報化・スマート化が実現された居住・業務快適性の高い近代的なニューシティとしての活力を形成し、強い競争力と影響力を有する、人と自然とが調和・共存する新しい街づくりがなされるというものである。

課題解決型アプローチによる日本への期待

こうした紹介に対して、セミナーの日本側参加者からは、日本のスマートシティ、エコシティの海外展開の経験に鑑み、雄安新区から日本の企業等に期待しているところは何か、が問われた。これに対して、党団長はまず、河北省が現在直面している重要課題を説明している。

第1の課題は、産業の構造転換・高度化の必要性による巨大な圧力であり、2億1000万トンに上る鉄鋼の過剰生産能力問題である。第2の課題は、大気汚染問題を中心とする都市病である。主要因は、個別の石炭利用によるものであり、集中熱供給や新エネルギーの利用は少ないという状況にある。第3の課題

は、農業についてである。河北省は農業省であり、主要な農産物生産の首位を占めているが、高品質で安全な食品システム構築には至っていない。第4の課題は、現代サービス産業の発展の遅れである。河北省の人材は北京、天津という二大都市に吸収される「サイフォン現象」が起きている。特に金融分野の発達が乏しい。

これらの課題のもとで、今回の来日を通して注目しているのは日本の産業のスマート化、バイオ・健康産業、ハイエンド・現代サービス業であり、こうした分野の日本企業に河北省の発展の課題に着目してもらい、省の発展に向けて積極的に深く関わってもらいたい、との回答であった。

加えて、日中共同のモデルエリアのようなものが設定されれば、計画段階から雄安新区に相応しい開発を行うための様々な知恵も出しやすくなるのではないかと、日本側参加者の提案に対し、党副主任からは、以下のような具体論が示された。

雄安新区の「規制(マスタープラン)案」は17年の上半期に完成し、批准後にグローバルな国際競争入札が実施される予定であるが、「エコシティ(生態城)建設のアプローチについても非常に関心を持っている。

第1の目標は、「緑色・生態・居住快適」な街づくりであり、この面では、日本の優

れた技術、特に新エネルギー、エネルギーマネジメントシステム等に関心を寄せており、これらによって雄安新区が大きく変革されるべきと考えている。

初歩的な考え方では、2000平方キロの開発計画エリアのなかでは石炭火力は一切使用せず、エネルギーはすべて新エネルギーを利用する。河北省の張北には風力発電資源が豊かであり、非常に重要な蓄エネ技術である。現地では、豊富な地熱資源、ソーラー等も活用可能である。

第2に、白洋淀水域366平方キロ(冬の渇水期でも254平方キロ)の整備が求められており、上流(太行山まで)の9本の河川のうち8本を浄化整備する。

第3に、「生態城」建設において、スポンジシティやスマートシティの整備を目指す。中国ではすでにIoT活用の都市づくりが始まっているが、省エネルギー、スマート化技術は重要であり、日本とのこれらの分野でのモデルエリアの協力が進むことを願っている。

当協会では、13年頃からこれまで、中国の新型都市化政策実現に向けたスマートシティ展開のニーズに基づき、中国都市・小城镇改革発展中心(CCU)を主なパートナーとして、日中ビジネス協力の推進に取り組んできた。その過程で、日中

の関係者間で醸成されてきた一つの共通認識がある。

それは、スマートシティやスマートコミュニティに重要なプロセスとして、まずそれぞれの都市やエリアで解決すべき課題を特定すること、そして関係者間でそれらの優先順位をつけ、優先度の高いものから解決していく「ロードマップを描き、「課題解決型まちづくり」に取り組んでいく」というものである。

例えば、深圳のプロジェクトサイトでは、16年初の段階で13・5計画期に解決されるべき課題は、①交通問題、②環境問題、③公共サービス(医療・介護・教育等)の不備を中心とする「都市病」であることが行政サイドから示され、そのコミュニティ開発に従事しているローカルデベロッパーからは、「ICT+公共サービス(住居セキュリティや駐車場の自動システム等を含む)等」の「社区(コミュニティ)のスマート化」によって住民の利便性向上を実現し、それによって社区の付加価値を高めることが今後の発展方向であるといった説明がなされた。

雄安新区に関する説明の一端にこうした「課題解決型」アプローチが垣間見られたことは、今後、この遠大な国家戦略との関わりを検討する際の一つの示唆に富む材料とも言えよう。

李鉄CCUD首席エコノミストは雄安新区への疑問点にどう答えているか

しかし、この一度の来日セミナーで理解し得たことは限られている。「また十分につかみきれしていない」という参加者の感想も正直なところであろう。経済分野を中心に日中間の相互理解を促進させる役割を担う当協会では、京津冀協同発展および雄安新区についても、日中双方のニーズに応え、共通認識を図る努力を重ねていきたい。

そのような観点から本稿の最後に、河北省一行の帰国後に目にした公開情報のなかで、いくつかの疑問点をクリアにしてくれる報道（財経17年5月19日）の一部を紹介し参考に供する。それは、当協会の主要パートナー組織の一つであるCCUDの首席エコノミスト李鉄前主任に対するインタビュー記事である。紙幅の関係で相当要約せざるを得ないことをお断りすると共に、中国側からの継続的な解説や進捗情報等の提供を期待したい。

Q（財経） 雄安新区が深圳特区、浦東新区と異なる点は、

A 李鉄氏 時代背景が全く異なる。北京の人口膨張は計画経済と行政が進めたもの。地方経済への影響力（資金、事業認可等）を中央各部門が掌握し続けた

結果、中央企業・事業体は北京に流入し続け、人口が増加してきた。1980年代から、北京市は一貫して人口流入を制限してきたが、1000万人から増え続け2173万人に至っている。人口増加の根本要因は失われていないからだ。

北京が解決のためにできることは、自らの所管組織やローエンド産業の移転のみである。人口集中の一大勢力である中央直属企業等については、中央が決意し強制的に移転させてはじめて増加傾向を抑制できる。

雄安新区は、中央企業移転等の受け皿となると同時に、河北省の発展機能を担わなければならない。北京の強大な集約機能により、過去の河北の発展空間は圧縮され、重化学、鉄鋼業のみでしか発展し得ず、その結果もたらされたのがスモッグ問題、そして北京周辺に残る貧困地域であった。雄安新区設置には、北京の特大都市問題の解決と、地域の均衡・発展という重要な意義があり、深圳特区、浦東新区とは全く異なる。

Q 雄安新区が、よくある新区建設と異なる特別な点は何か。

A 都市と地域の発展に関する新戦略構想を体现していることである。過去30年余、中国の都市の発展は、大都市中心の道を歩み、同時に、都市の等級化制度が行政手段によるハイレベル都市の盲目

的拡張を促してきた。省都等の二、三線都市には過度に優良資源が集中し、他の中小都市は深刻な制約を受けた結果、一連の「都市病」が生じた。北京はその典型である。千万を超す外来人口は戸籍住民と同等の公共サービスが受けられず、既存の公共施設は日々増加する人口のニーズを満たすことが難しく、致し方なくより多くの企業誘致により財政収入を増やし、より高値の土地譲渡でインフラ投入維持を図るが、交通渋滞等の「都市病」を根治する術は得られていない。

既往の都市問題への対応は、いかに都市内の人口を抑制し、交通渋滞を解決し、不動産価格高騰の問題に対処するかなど、いずれも都市の中の措置に限られ、都市の発展空間不足は通常、都市周辺の新区建設で解決しようとしたが、それらは、都市の規模のさらなる拡大、より多くの人の流入を意味するにほかならず、問題が深刻化するばかりだった。

雄安新区設立は、全く逆に、良質な資源の域外移転により、北京への継続的な人口集中を根本的に抑制するものである。この意義から、雄安新区は中国の都市と地域の発展に新しい道を切り開き、モデル機能を果たすことになる。

Q 北京の空洞化を招かないか。

A 北京にはこれ以上多くの資金投入の必要はなく、人口圧力の減退に伴い、イ

ンフラ投入の圧力も緩和され財政圧力も低減する。空洞化問題の心配はなく、中央所属企業等が転出するに伴い、むしろ市場へのニューパワー進出の余地が生まれる。

Q 現在のところ雄安新区の設置は中央の政策決定によるが、資源再配置と非首都機能分散は市場に委ねるべきとの見解もあり、この問題をどう考えるべきか。

A 仮にすべてを市場に委ねれば、北京から自主的に離れる企業や事業者はあるだろうか。長年、行政が資源の流入を誘導したからには、その分散にも行政の強制的手段が奏功する。温和な手法や市場機能のみでは、北京の「都市病」対策は果てしないものとなる。

行政手段を通じて各種の束縛を打破してはじめて、市場機能が十分に発揮される。現段階の改革や重大な政策はいずれも市場に活躍の場を生み出すものであるが、まずは行政措置によりその執行を推進する必要がある。今回の雄安新区設置は、中央にのみ決定が可能であり、今後の執行は非常に強い強制力を伴うものとなる。中央にこの覚悟がなければ、中央企業等の転出はなし得ないだろう。

（原文は「李鉄詳解雄安新区の『雄心』」、財経誌17年5月19日。

JC

http://magazine.caijing.com.cn/
20170519/4274150.shtml

中島敏法律特許事務所 弁護士・弁理士

中島 敏

自社登録商標の使用状況

標を用いたとしても、これは「商標の使用」とは認められず、その結果、御社は当該登録商標を「中国で使用していない」との判断を受けるものと考えられます。

(2) 商標を広告に表示することは、商標の使用と認められるか：

御社は、実際に商品ハンドバッグを中国では販売していませんが、本件登録商標を用いたハンドバッグの広告をときどき中国の雑誌に載せているとのこと。このような場合に商標の使用と認められるかについても中国の解釈には変遷がありました。

かなり以前には、中国では販売していない商品の広告や「当社はこのような商標を登録している」旨の広告によって「商標の使用」と認められる時代がありました。中国の市場で商品販売を行う予定がまだないので商標登録を行っても不使用による取り消しの対象となることをおそれて出願をためらっている日本企業に対して、中国の多くの特許事務所は「商標登録を行っている旨の広告を3年に1度中国で出せば不使用取消を免れることができる」とアナウンスして商標出願を薦めていました。このような勧誘は中国商標局のお墨付きのもとに行われていたようです。

しかし、その後、学会や最高人民法院を中心に「商標の使用」について厳格な解釈を示す意見が強くなり、今日では中国における実際の商業活動の裏付けなしに、単に広告だけが行われているに過ぎない場合には、これをもって商標の使用とは認めない解釈が有力と思われる。

最高人民法院は、17年に公布した「商標権利付与権利確定行政案件の審理における若干の問題に関する規定」において、「実際に登録商標を使用するのではなく、商標登録情報を公開し、登録商標専用権を有することを声明するに過ぎない場合は、商標の使用と認定しない」と定めました(26条3項)。本件登録商標を表示した広告も実質的には商標登録を有する声明に等しいと認定されるおそれがあります。

2. 登録商標を中国で使用していることを立証できない場合、商標権侵害者に対して損害賠償を請求できません

当該他社は、本件登録商標を付したハンドバッグを中国で製造し、市場で販売しているとのこと。御社の登録商標と同一又は類似の商標を商標権者の許諾なしに商品に付して販売することが商標権侵害行為に該当する(商標法57条1～3号)ことは言うまでもないことです。

しかし、御社が本件登録商標に基づいて権利行使を行う場合には一定の制限が課せられます。すなわち、当該他社から御社が本件登録商標を実際に使用していないとの抗弁が出された場合には、御社において過去3年以内に実際に中

国国内で使用していた証拠を提出しなければならなくなり、証拠を提出しない場合には、当該他社に対して損害賠償の請求ができないことになります(商標法64条)。この規定は、第3次法改正によって新設されたものであって、登録商標に関して商標の使用を求める政策が強く反映したものとと言えます。

3. 商標登録取消のリスク

本件登録商標を中国で使用していない場合、商標登録を取り消されることがあり、権利行使を行ったことが商標登録取消請求を誘発することがあります。

中国には、登録商標を3年間全く使用していない場合には、第三者の請求によって登録を取り消す制度(不使用取消制度、商標法49条2項)があります。同様の規定は日本商標法にもあり(50条)、商標は使用するためにこそあるという世界共通の認識に基づいて定められているものです。

取消請求は、いかなる企業、団体も個人も行うことができ、商標局に対して請求されます。商標局は請求を受け取った日から原則として9カ月以内に決定を下します。商標局は、請求を受理したのち、商標登録者に取消請求があったことを通知しますが、商標登録者は取り消しが請求されるまえに商標を使用していた証拠を、上記通知を受け取った日から2カ月以内に提出しなければなりません。

商標登録取消請求がなされる主な動機の1つは、他者が商標登録出願をしたところ、商標局が本件登録商標を引用して、これと同一又は類似商標であるとして拒絶した場合であり、もう1つは他社が商標権侵害の警告や提訴を受けた場合です。本件についても、商標権侵害の警告を無防備のまま直ちに行った場合、本件登録商標自体が取り消されるリスクがあることを無視できません。

4. 商標は使用するためにあります

上記のリスクを回避するためには、「商標は使用するためにある」との原点に立ち返り、本件登録商標を中国で商業的に活用することを模索することです。幸い本件登録商標の指定商品はハンドバッグであって、許認可が必要な医薬品や化粧品等とは異なり、中国国内販売へのハードルは高くないかも知れません。またその生産は中国内のOEM生産で賄っているとのこと。規模の多少は問わず、OEM製品の一部を中国国内での販売に向けることも考えられます。これにより、使用の実績を待つリスクを除去したのちに警告へ着手すべきでしょう。

医薬品や化粧品の場合、もちろん商標使用の実績という観点からだけで考えることはできませんが、この点も考慮に入れて許認可申請への準備を急ぐことも考えられます。

Q&A 中国ビジネス Q&A 商標権侵害の警告を発する場合のリスクと

Q 当社は中国でハンドバッグを指定商品とする商標を4年前に登録しています。ハンドバッグは中国企業に委託してOEM生産していますが、生産した製品の全量を日本へ送っており、中国国内では全く販売していません。登録商標を用いた製品については、ときどき中国の雑誌に広告を出しています。

ところが、最近になって、他の企業(以下「当該他社」といいます)が当社登録商標と同じ商標を用いたハンドバッグを中国で製造、販売していることを発見しました。当該他社の製造、販売を止めさせ、損害賠償も請求したいのですが、複雑な法律問題もあると聞きました。どのような問題なのでしょう。

A ご質問に「複雑な法律問題」と書かれている通り、本問に対しては単純に回答することはできません。本問には、中国商標法の幾つもの規定が関連しています。いずれの規定についても「商標の使用」をどのように理解するかが判断の分かれ道になります。

近年の中国では、商標の機能についての検討が進み、「商標の使用」に対する理解が格段に深化しています。その結果は、商標法の第3次改正(2014年5月1日施行)にも反映していますが、さらに最高人民法院再審判決をはじめ最近の裁判例を踏まえて考える必要があります。

1. 御社は中国で登録商標を使用していると認められるか

この問題を考えるうえで、御社が中国で登録商標を実際に使用していると認められるか否かがカギとなります。

改正前の商標法実施条例3条には、「商標の使用」について、「商標の使用には、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品の取引書類に用い、又は商標を広告宣伝、展示、及びその他の商業活動に用いることを含む」と定義されていましたが、14年の第三次改正でこれを商標法本体の48条に移行させるとともに、条文の最後に「商品の出所を識別するのに用いる行為をいう」と書き加えました。このような改訂は、商標の機能が商品(又は役務、以下同じ)の出所を表示することにあるという本質的な理解を明確に表明したものとすることができます。

したがって、「商標の使用」と認めるためには、関連する市場の取引者、需要者(中国では「関連する公衆」と呼ばれます)が、その表示から商品の出所を認識できることが必要になります。「関連する市場」は、中国の市場と理解されます。

日本企業は中国でたくさんの商標を出願してきました。いまま中国で多数の商標登録を有する外国として日本は米国に次いで第2位の地位を保っています。しかし、その商標登録件数のうち、実際に商品に付して中国で販売しているものは、半数にも満たないのが実態と思われます。半数以上の商標については、「商標の使用」がなされていないと認定されるおそれがあります。

(1) 中国におけるOEM生産は、商標の使用と認められ

るか:

御社は中国でOEM生産を行っています。OEM生産で商標を用いることが商標の使用と認められるかがまず問題となります。

中国におけるOEM生産とは、中国の企業が外国の企業から委託を受け、外国の委託者が指定した商標を用いて製品を生産し、その製品全部を委託者に引き渡して外国で販売し、外国の委託者が中国の企業に加工費を支払う請負生産方式と定義されます。OEM生産については、中国商標法に明文の規定はなく、すべて法解釈に委ねられています。

このため、中国におけるOEM生産が他人の登録商標との関係で商標権侵害となりうるかについては、長い間にわたって中国で論争があり、判断が分かれていました。OEM生産が中国企業の商標権を侵害するとして地方工商局や海関で摘発された日本企業もあり、その後始末には多くの手間を要し、損害賠償や行政罰(過料)を科せられたこともありました。このような処分は、中国でOEM生産し、その製品全量を輸出する場合であっても、OEM製品に商標を用いる行為は商標の使用行為に該当するとの認識を前提とするものでした。このような認識は、司法の分野でも地方の法院には少なくありませんでした。これに対し、学界や北京市の法院では商標権の侵害には該当しないとの見解が支配的でした。

このような対立に終止符を打ったのが12年と15年の2つの最高人民法院再審判決です。適用条項は両者で異なり、前者は商標冒認出願における「他人がすでに使用した商標」の該当性を否定し、また後者は商標権侵害における「他人の登録商標の使用」を否定し、2つの判決ともOEM生産において商標を商品に用いることは「商標の使用」に該当しない旨の判断を示しました。

上記最高人民法院再審判定の結果、OEM生産を行ってその製品の全量を外国へ輸出し、中国において販売しない場合は、製品に商標を付す行為は商標の使用に該当しないと司法判断が確定しました。

このような司法判断に基づいた検討を行うと、御社が中国でOEM生産を行い、製品全部を日本へ輸送して中国では販売しない場合、製品であるハンドバッグに中国登録商

情報クリップ

2017年5月

■ 5/14～15 「一带一路」国際協力ハイレベルフォーラム開催
2日間にわたり、北京国際会議中心で「一带一路」国際協力ハイレベルフォーラムが開催され、100カ国以上の国や国際機関などから約1,500人が参加した。日本からは自民党・二階俊博幹事長、経済産業省松村祥史副大臣、今井尚哉総務秘書官、榎原定征経団連会長等が参加、当協会からも宗岡正二会長の名代として岡本巖理事長が出席した（フォーラムの詳細は本誌18頁を参照）。

■ 5/17 「長春青年連合会企業訪日団」来会
中国共産主義青年団（共青团）長春市委員会・嵯佳斌部長を団長とする一行が、若い経営者に日本の経済、社会状況の理解を深めてもらうために来日し、当協会の杉田専務理事と意見交換を行った。長春市は、「中国製造2025」に基づき、新エネ自動車、スマート製造、バイオ、ビッグデータ、新素材、光電子を6大産業とし、大学の技術産業化、青年起業家の育成を支援している。長春における既存の自動車産業クラスターを活かした自動制御、半導体組込みソフト等の開発による商機が期待される。

■ 5/18 「山東省臨沂市発展改革委員会訪日団」来会
山東省臨沂市発展改革委員会彭燕主任を団長とする「山東省臨沂市発展改革委員会訪日団」一行は、高齢者サービスおよび物流についての日本の経験を学ぶために来日。訪日団メンバーには大手製薬会社2社の幹部も含まれ、1社はジェネリック医薬品の一致性評価における日本原産薬品の試験協力を希望し、もう1社は心臓血管病、脳血管病の新薬の開発に日本企業と提携したいと述べた。当協会来訪に相前後して大阪および都内の介護施設を見学した一行からは、日本の福祉・介護施設の先進性、サービスのきめ細やかさに大きな感銘を受けたとの印象が寄せられた。

■ 5/22 2017年度「日中経済交流検討会議」第1回会議開催
最新の中国経済と日中経済の動向および中国のビジネス環境等につき情報交流・意見交換する「日中経済交流検討会議」の今年度第1回会議では、旭硝子株式会社新保貴史前中国総代表による「中国の過剰生産問題と新たな成長分野」と題した講演の後、意見交換を行った。

■ 5/23 「江蘇省常州西太湖科技産業園訪日代表団」来会
江蘇省常州西太湖科技産業園訪日代表団（4人）が来会し、張文偉管理委員会副主任（団長）、朱婷招商局副局長より同園区の概要、

特色等が紹介された。当園区は、江蘇省唯一の国際医療特区として、医療機器メーカー160社と市場関連会社300社以上を集め、医療関連の研究・開発・販売が展開されている。内外の投資企業に便宜を図るため、江蘇省食品薬品监督管理局（CFDA）事務所を常駐させるなどのワンストップサービスを提供し、「国家医療観光先行地域」認定に向けた取り組みもしている。今回の事前来日を受け、6月13日に東京にて、同園区主催、当協会、日本医工協会およびみずほ銀行後援の「常州西太湖科技産業園交流会—医療機器および健康産業政策の紹介—」セミナーが開催された。

■ 5/31 「第23回理事会」および「第15回評議員会」開催
宗岡正二会長はじめ副会長、常任理事、理事の列席のもと、第23回理事会を開催した。宗岡会長の挨拶に続き、来賓として経済産業省通商政策局赤石浩一審議官（通商政策局担当）からご挨拶が行われた。続いて、杉田専務理事より平成28年度事業報告書・決算報告書、公益目的支出計画実施報告についての報告、岡本理事長より常勤役員候補の推薦、次期役員理事等についての説明を行い、異議なく原案通り承認された。
また、同日、南直哉評議員会議長および評議員の出席のもと、第15回評議員会を開催した。



JCNDA NEWS

2017年5月の日中東北開発協会の活動から

■ 5/22 中国国際貿易促進委員会吉林省委員会訪日団が来会
陳鴻翌・中国国際貿易促進委員会吉林省委員会副会長を団長とする掲題訪日団が当協会を訪問し、今年9月に長春市で開催される北東アジア博覧会や日中経済協力会議—於吉林（8月27～29日）への協力等について、意見交換を行った。
■ 5/26 NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワーク第14期会員総会に参加
NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワークの会員総会が都内で開催され、同時開催された情報交換会において、後藤事務局長は「一带一路」国際協力ハイレベルフォーラムについての報告を行った。

2017年8月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

新ラウンドの東北振興戦略

本格化とビジネスチャンス

日中経協ジャーナル

2017年7月号（通巻第282号）平成29年6月25日発行
 発行人 高見澤学 今村健二
 発行所 一般財団法人 日中経済協会
 JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION
 東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階
 TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221
 大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階
 TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778
 URL: <http://www.jc-web.or.jp>
 禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2017
 デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821
 *当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。
 定価 本体800円+税（送料共） ISBN：978-4-88880-247-5 C2033

編集後記

米国の「パリ協定」離脱意思表明など、半ば定着しつつあるアンチグローバリゼーションによって、既存の条約や枠組みに翳りが見え始める中、130カ国以上の代表団を招き「一带一路フォーラム」を開催した中国の国際社会における存在感は以前にも増して大きくなっています。中国は13・5計画を通じていかに国内問題の解決を図り、国際問題に対処していくのか。今回の特集がその考察の一助となれば幸いです。（久力）

***購読のお申し込み先**
政府刊行物東京サービスステーション
東京官書普及株式会社 通信販売課
 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
 TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670
 下記ホームページからもお申込みになります。
 URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook

2016年版

対中ビジネス企画の必需品

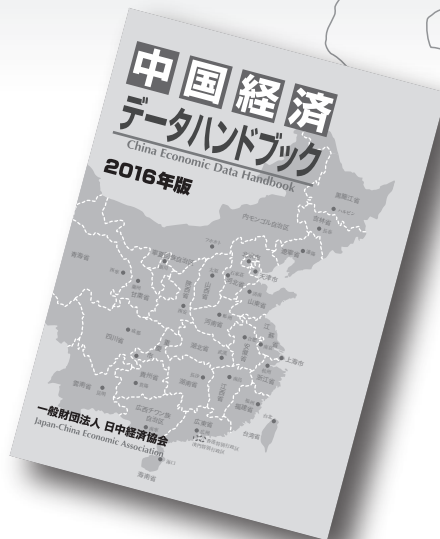
1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。
16年版は各項目とも最新のデータを追加。第13次五カ年計画、新型都市化のページも充実しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2016年9月9日発行
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)
ISBN978-4-88880-236-9

〈主な内容〉

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、國務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2015年の経済
- IV 2016年の経済
- V 第13次五カ年計画 第13次五カ年計画の概要・主要指標・主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの
信頼のデータ集
全国の書店にて
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2
Tel.03-3292-3701 Fax.03-3292-1670
下記ホームページからお申し込みになります。
URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

●最寄りの書店、政府刊行物東京サービス・ステーションでもご購入できます。

●海外から注文し、日本での決済をご希望の方は下記にお申し込みください。

株式会社 OCS 購読管理課

Tel.(03)5476-8131
Fax.(03)3453-8192

●中国でのご購入は下記書店に直接お問い合わせください。

中国日本書籍センター

上海市武定路555号
Tel/Fax(021)6267-9807

中国国貨書店

上海市延安西路2201号国際貿易中心
Tel/Fax(021)5257-0578

中国匯豊書店

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号匯豊大厦2階
Tel/Fax(021)6841-4865

中国美濃書店

上海市古北新区栄華東道126号下座1楼
Tel/Fax(021)3223-0243

※賛助会員は会員価格でお求めになれますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5226-7351 Fax.03-5226-7221



Smart Challenge TEDA

美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail:hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION